

第3次

かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月

かつらぎ町

かつらぎ町社会福祉協議会

はじめに

近年、人口の減少や少子高齢化が進み、家族のあり方の変化、ライフスタイルや価値観の多様化などにより、地域における社会的なつながりや住民同士の交流が希薄化しているといわれています。さらには、生活困窮やひきこもり、社会的孤立や介護と育児の両立、虐待など地域の福祉課題は多様化・複雑化しています。

本町においても、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、子育て世代における不安や孤立感の増大、地域福祉を担う人材の高齢化など、様々な問題が生じています。



また、昨今多発している自然災害や近い将来に発生が予想される南海トラフ地震への備えも重要な課題となっています。

このような課題に対応するためには、行政の取り組みだけでなく、個人や地域の絆による取り組みが重要となります。

かつらぎ町においては、平成26年3月に「第1次かつらぎ町地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進を図ってきました。第1次計画の期間満了に伴い、平成31年3月にかつらぎ町社会福祉協議会の地域福祉活動計画と一体化した「第2次かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

今回、第2次計画の検証と見直しを行うとともに今後の様々な福祉ニーズに対応し、より効果的な地域福祉の推進を図るため、「第3次かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画の基本理念である「自分の居場所で自分らしく 一人ひとりの暮らしと文化を大切に する地域づくり」を実現するため、かつらぎ町民の皆様や地域で活動している様々な団体の皆様と行政が協働しながら、互いに支え合い、いきいきと暮らせるまちづくりに努めてまいりたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただき、ご尽力いただきましたかつらぎ町地域福祉計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、住民アンケート調査や地区懇談会などにおいて、貴重なご意見と多くのご協力をいただきました皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

かつらぎ町長 中 阪 雅 則

はじめに

現在の社会は、急速な少子高齢化や人口減少、核家族化により、地域での人と人とのつながりが弱くなり、地域に新たなリーダー的な役割の人がいなければ地域社会が成り立たないのではないかと危惧しています。

このような状況の中、すべての人々が自分らしく生きることができる社会を築くための仕組みづくりが必要となります。

こうしたことから、かつらぎ町社会福祉協議会では、令和7年度から5か年を計画期間とする「第3次かつらぎ町地域福祉活動計画」を策定しました。

本計画を推進していくためには、地域での支え合いを通して地域の強みを生かしていくことが重要であり、また、かつらぎ町に暮らすすべての住民が、サービスなどを利用する地域福祉の受け手となるだけでなく、地域福祉の担い手としても活躍できるような仕組みをつくっていくことも重要であると考えています。

本計画を進めるにあたり、これまで以上に地域の皆様とともに取り組んでいきたいと考えております。人と人とがつながり合い、共に未来を築いていく社会の実現に向け、地域のみなさん一人ひとりの力が欠かせませんので、さらなるご支援、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたって、住民アンケート調査や地区懇談会などに多大なご協力をいただきました多くの住民の皆さま、また、貴重なご意見・ご提言をいただきました関係者の皆さまに、心より厚くお礼申し上げます。



令和7年3月

社会福祉法人 かつらぎ町社会福祉協議会

会長 中 前 光 雄

— 目 次 —

第1章 計画策定にあたって	1
1. 地域福祉のイメージ	2
2. 地域福祉の推進のために	3
3. 計画策定にあたって	5
4. 計画の策定体制	7
5. 計画の推進にあたって大事にしたいこと	8
第2章 かつらぎ町の現状	9
1. 統計データからみるかつらぎ町	10
2. 地域福祉に関する住民アンケート調査	19
3. 地域福祉に関する地区懇談会	39
第3章 計画の目指す方向性	47
1. 基本理念と基本目標	48
2. 数値目標	49
3. 施策体系	50
第4章 計画の推進	51
基本目標1 一人ひとりに寄り添い見守る地域づくり	52
基本目標2 地域で活躍できる居場所と出番づくり	59
基本目標3 支え合い助け合いの地域づくり	66
第5章 いのち支える自殺対策計画の推進	73
1. 基本的な考え方と目標	74
2. 自殺対策の取り組み	78
資 料 編	87
1. かつらぎ町地域福祉計画策定委員会設置要綱	88
2. かつらぎ町地域福祉計画策定委員名簿	89
3. かつらぎ町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱	90
4. かつらぎ町地域福祉活動計画策定委員名簿	91

第 1 章 計画策定にあたって

1. 地域福祉のイメージ

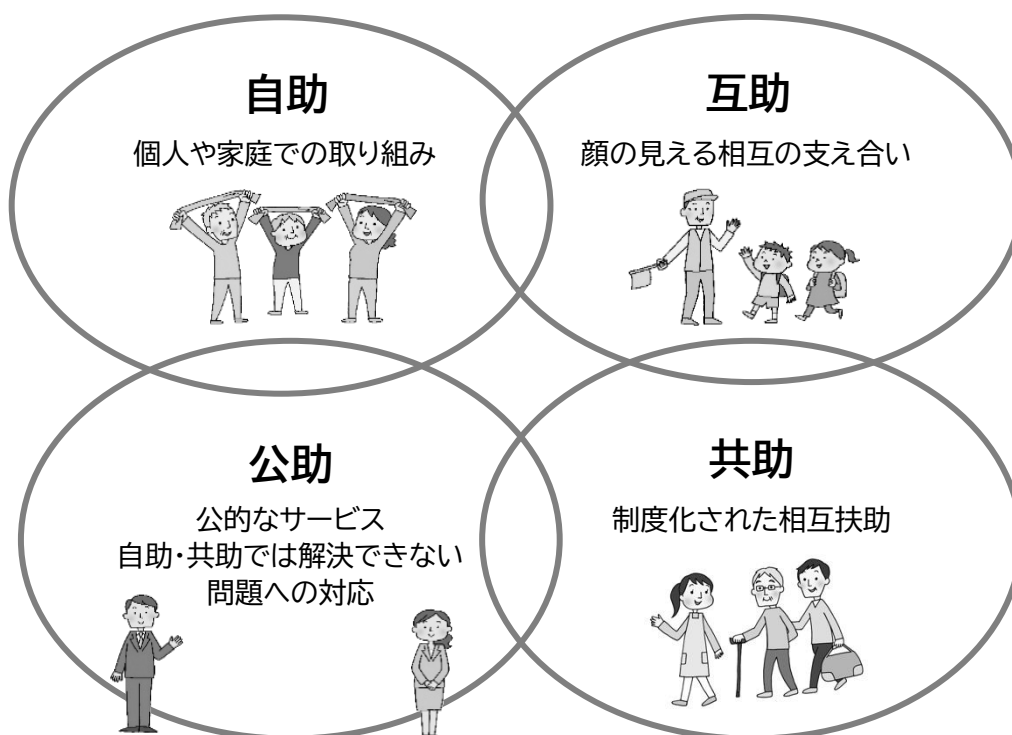
一般に福祉というと、高齢者福祉・障害者福祉・児童福祉などを思い浮かべる人が多いのではないのでしょうか。これまでは、こうした対象者別にそれぞれの法律や制度によって、必要な福祉サービスが提供されてきました。

しかし、本来「福祉」とは、子どもから高齢者まで、障害などの有無にとらわれず、誰もが住み慣れた地域の中で、心豊かに安心して暮らせる仕組みをつくり、それを持続させていくことだと思います。そのためには、様々な日常生活上発生する諸問題（生活課題）に対して、①個人（住民一人ひとり）や家族が自ら解決すること（自助）、②地域やボランティアなどによる支え合い活動（互助）、③社会保険のような制度化された相互扶助（共助）、④行政などによる支援（公助）の連携によって解決していこうとする取り組みが必要です。

このように、住民一人ひとりや、地域で活動している団体・行政が連携し、様々な問題の解決に向けて取り組むことにより、誰もが安心して自分らしい生活を送ることができる地域をつくり上げていく、という考え方や取り組みを「地域福祉」といいます。

地 域 福 祉 の イ メ ー ジ

行政などによるサービスだけでは手の届きにくい部分（見守りやちょっとした助け）を、地域の人たちが互いに、支え合い、助け合うことを「地域福祉」といいます。



地域の人たちすべてが社会に参加し、行政や民間事業者、社会福祉施設などと力を合わせて、住み慣れた地域の中で互いに支え合いながら、安心して暮らせる社会の実現を目指します。

2. 地域福祉の推進のために

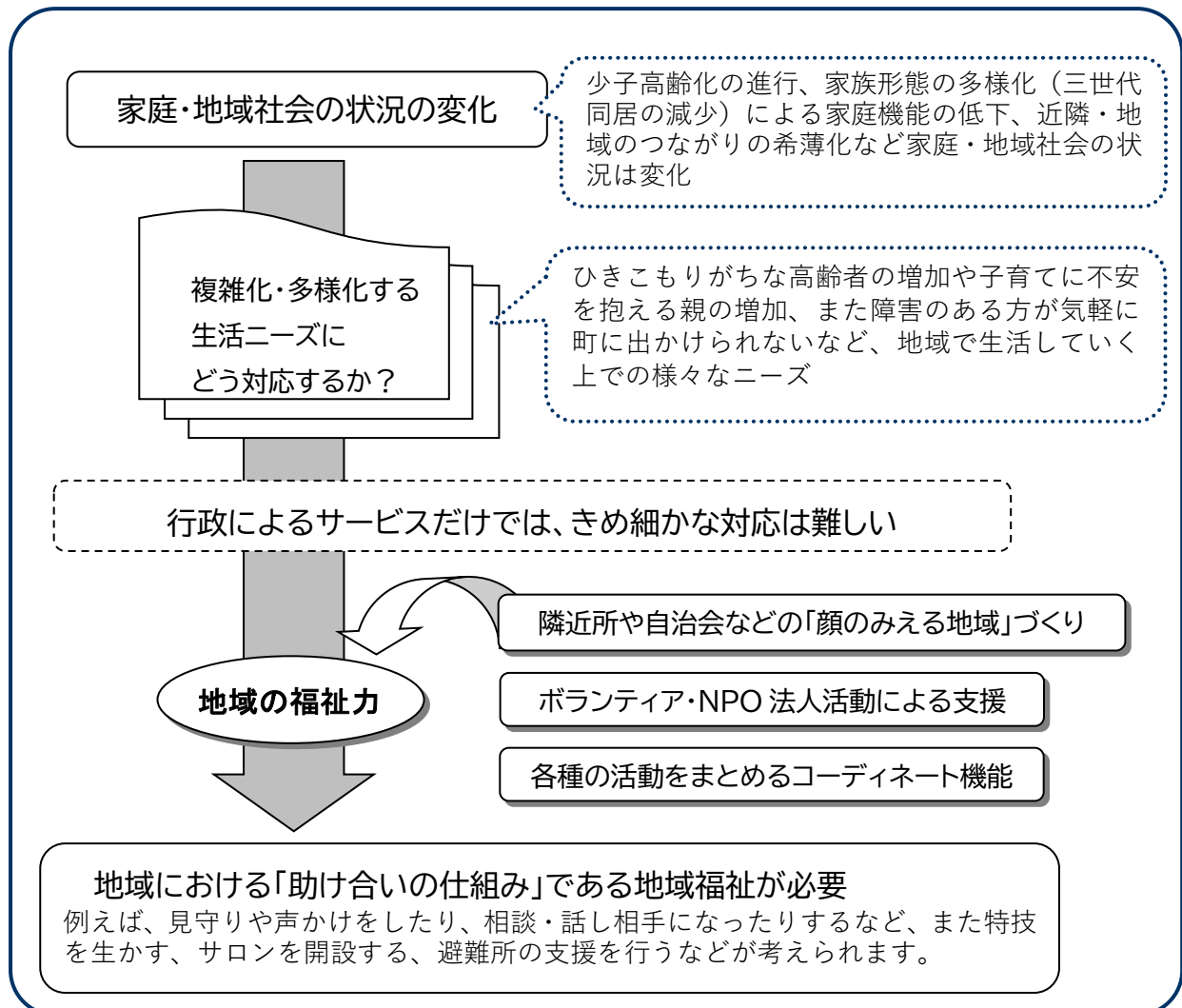
地域福祉には、地域に暮らす何らかの助けや支援が必要な方たちへの「助けあい」、「支えあい」、「ふれあい」が不可欠になります。

しかし近年、住民同士や住民と地域の関わりの希薄化は一層進行し、住民だけ、あるいは行政や団体だけなど、単独で問題を解決することが難しくなっています。一方で、高齢化の進行や地域人口の減少などに伴い、福祉サービスを必要とする人の増加や福祉制度の狭間の問題の顕在化、加えて地域における生活課題の多様化・複雑化も進んでいます。

こうした現状を踏まえ、国では、まちづくりの分野を横断した支援の強化に加え、「支える側」「支えられる側」の枠組みを超えて、誰もが互いに支え合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けた取り組みが求められています。

また、令和3（2021）年4月に施行された改正社会福祉法で、包括的な支援体制の整備を推進するための制度として「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業は、①「属性を問わない相談支援」、②「参加支援」、③「地域づくりに向けた支援」の3つの取り組みを支援の柱としつつ、これらの支援をより効果的・円滑に実施するために、④「多機関協働による支援」、⑤「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、①から⑤までの事業を一体的に実施するものです。

かつらぎ町では、平成26年3月に第1次となる地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定して以降、普段より“地域の福祉力”を高めていく、ということを重視し、施策を推進してきました。本計画においても、「住民すべてが支え合い、より良く生きる」という視点のもと住民誰もが社会で役割を持ち、“地域の福祉力”を高めていくことで、かつらぎ町の「地域共生社会」の実現を目指します。



3. 計画策定にあたって

「第3次かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下「本計画」という。）は、「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」の二つの計画から構成されています。なお、かつらぎ町地域福祉計画は「成年後見制度利用促進基本計画」と「いのち支える自殺対策計画」並びに「再犯防止推進計画」を包含しています。

（1）計画の法的な位置付け

「地域福祉計画」は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第4条に規定する「地域福祉の推進」を図るため、同法第107条の規定に基づき、地方公共団体が行政計画として策定する計画です。

「地域福祉活動計画」は、社会福祉協議会が地域住民や関係機関等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示す計画です。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条の規定に基づき「すべての住民」「地域で福祉活動を行う者」「福祉事業を経営する者」の相互の協力を促すなど、地域福祉の推進を目的とする団体です。

「成年後見制度利用促進基本計画」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に基づき、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものです。

「いのち支える自殺対策計画」は、自殺対策基本法（平成18年法律第85号）第13条第2項に規定された「市町村自殺対策計画」として、保健福祉をはじめとした関連分野との連携のもと、生きることを包括的に支援することに対して取り組む計画です。

「再犯防止推進計画」は、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に基づき、当該市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画を定めるよう努めるものです。

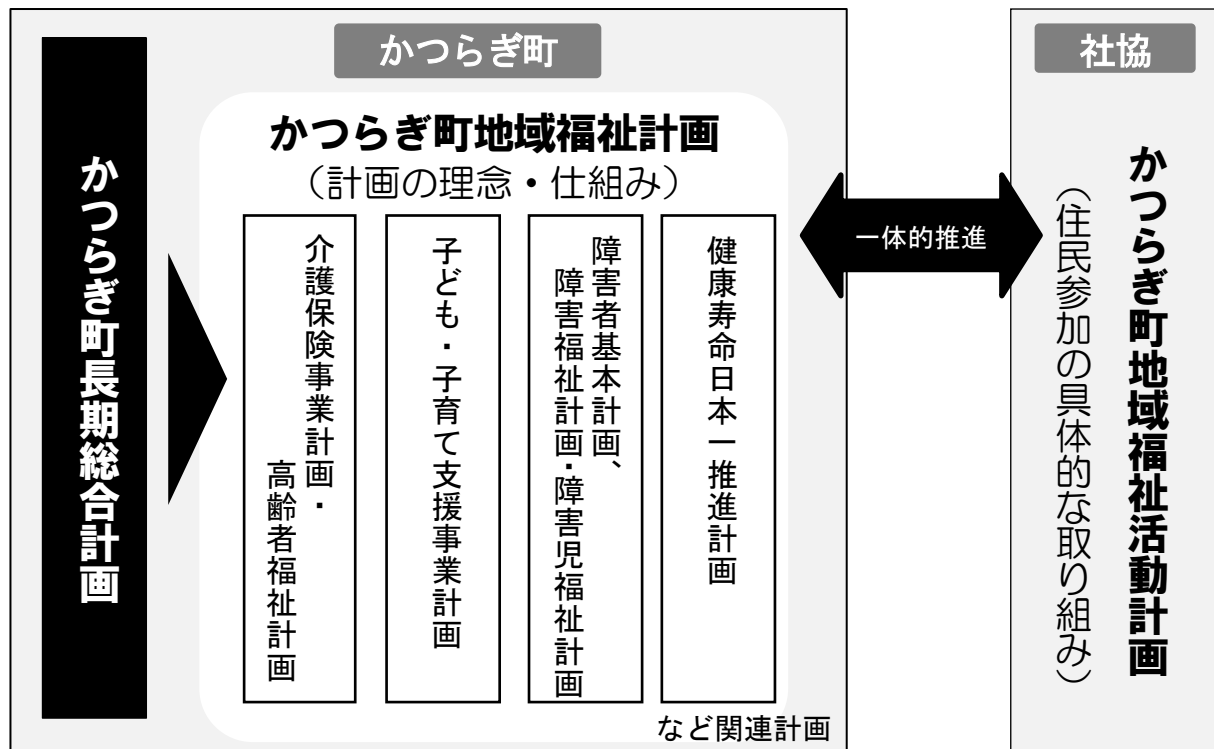
（2）他計画との関係

本計画は上位計画である「第5次かつらぎ町長期総合計画（前期基本計画 令和6年度～令和9年度）」を踏まえ、策定します。また、障害者基本計画、障害福祉計画・障害児福祉計画、介護保険事業計画・高齢者福祉計画、子ども・子育て支援事業計画などの関連計画との整合性を図り策定します。

(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

「地域福祉計画」は、かつらぎ町が地域福祉を推進するにあたっての基本理念や施策を示した行政計画です。また、「地域福祉活動計画」は、かつらぎ町社会福祉協議会が地域住民や関係機関等と連携し、地域福祉を推進するための具体的な取り組みを示す計画です。

そのため、両計画はどちらも欠けることなく並行して推進していく必要があるため、両計画の整合性を図りながら計画を策定します。



(4) 計画期間

本計画は、2025年度から2029年度を目標年度とする5か年計画とします。

なお、社会情勢の変化や、関連諸計画との整合性を図りつつ、本計画を効果的かつ実効性のある計画とするために、計画策定段階 (Plan)、実行 (Do) から評価 (Check)、改善 (Action) に力点を置き、循環型のマネジメントサイクル (PDCA サイクル) の構築を図り、必要に応じて計画の進行管理や見直しを行います。

また、計画の最終年度である2029年度には、本計画の点検・評価を行い、次年度以降の計画に活用していきます。

2024年度 (R6年度)	2025年度 (R7年度)	2026年度 (R8年度)	2027年度 (R9年度)	2028年度 (R10年度)	2029年度 (R11年度)	2030年度 (R12年度)
策定	第3次かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画					
		点検・評価	点検・評価	点検・評価	次期計画 作成	次期計画

4. 計画の策定体制

(1) アンケート調査

日常生活における課題、地域との関わりや社会参加などに関する住民のニーズを幅広く把握することを目的に、アンケートにおける意識調査を行いました。

(2) 策定委員会

地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するにあたり、学識経験者、保健、医療、福祉施設の関係者、社会福祉を目的とする団体や、事業者の代表及び公募委員により「地域福祉計画・地域福祉活動計画策定委員会」を設置しました。

また、策定委員会において、アンケート調査票の確認から計画案の検討まで幅広く審議し、本計画の策定作業を進めました。

(3) 地区懇談会

かつらぎ町内の全 11 地区において、「地域のつながり」について話し合ってもらい、地域への愛着やまちづくりへの関心を促し、また、かつらぎ町地域福祉計画及びかつらぎ町地域福祉活動計画の啓発や周知を図るために、地区懇談会を開催しました。

5. 計画の推進にあたって大事にしたいこと

地域福祉の推進のため、住民、地域、関係団体、行政がその特徴や能力を生かし、それぞれの役割を果たしながら、お互いに連携を図り、協働による取り組みを進めます。

住民の役割

積極的に地域への参加を図る

地域福祉の主役は、地域で生活する住民自身です。住民一人ひとりが、地域社会の一員であることを自覚し、福祉に対する意識を高めることが大切です。そのため、地域福祉の担い手として声かけやあいさつ、見守り等日常的な近所同士の交流を行うとともに、皆が自らの地域を知り、考え、地域の様々な問題を解決するために、地域活動やボランティア活動などへの参加など、積極的に地域社会に参画することが求められます。

地域・関係団体の役割

連携を深め、支援の輪を広げる

地域では、住民が地域福祉に参加するための関係づくりや、日常の不安や悩みを気軽に話し合う場としての機能が求められています。

民生委員・児童委員や人権擁護委員などは、福祉サービスの利用制度からもれる人や利用しようとしていない人への対応、虐待や暴力等の問題をはじめ、不安や孤独、孤立、ひきこもり等の心の問題を抱える人の発見や相談支援を行い、様々な団体や行政へつなぐことが求められています。

また、福祉サービス事業者や団体、企業などは、複雑多様化する福祉ニーズに対応するため、事業のさらなる充実や新たなサービスの創出、他の事業者と連携が求められています。

社会福祉協議会の役割

各主体と共に地域福祉の推進を図る

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、住民、地域、関係団体、行政との協働により地域生活課題の解決に取り組み、支え合いの地域づくりを進めることが求められています。

地区懇談会の開催等を通じて地域の課題を把握したり、解決に向けた話し合いの場を調整したり、地域住民や関係団体、行政が協働できる仕組みづくりに取り組みます。

行政の役割

福祉施策を総合的に推進させる

行政は、かつらぎ町全体の福祉の向上を目指し、福祉施策を総合的に推進することが重要です。そのため、他のすべての関係者と相互に連携・協力を図るとともに、住民のニーズに沿った施策の推進に努めます。このため、庁内の関係各課の緊密な連携を図りながら、全庁が一体となって本計画を推進していきます。

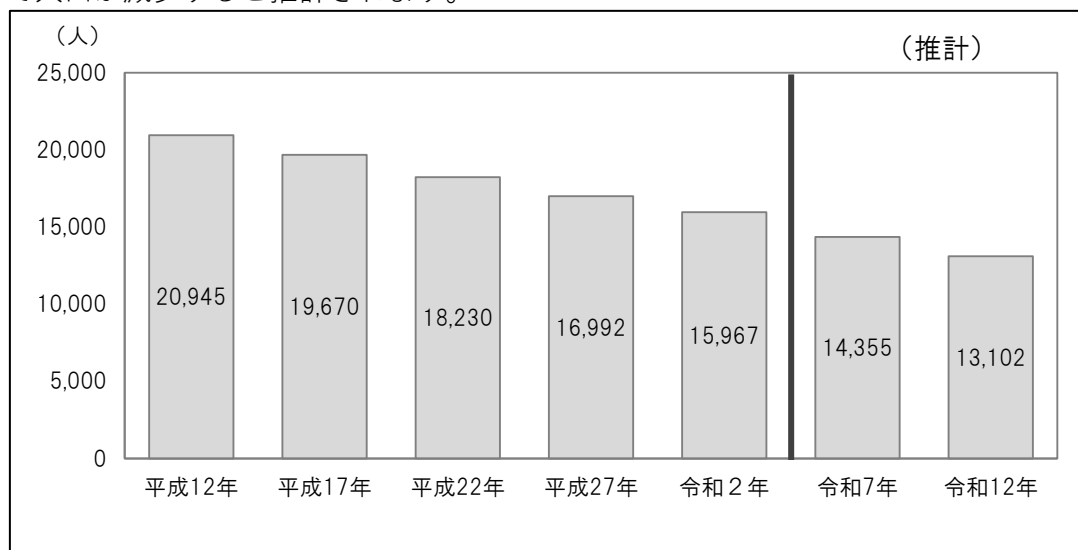
第2章 かつらぎ町の現状

1. 統計データからみるかつらぎ町

(1) 人口・世帯の状況

① 総人口

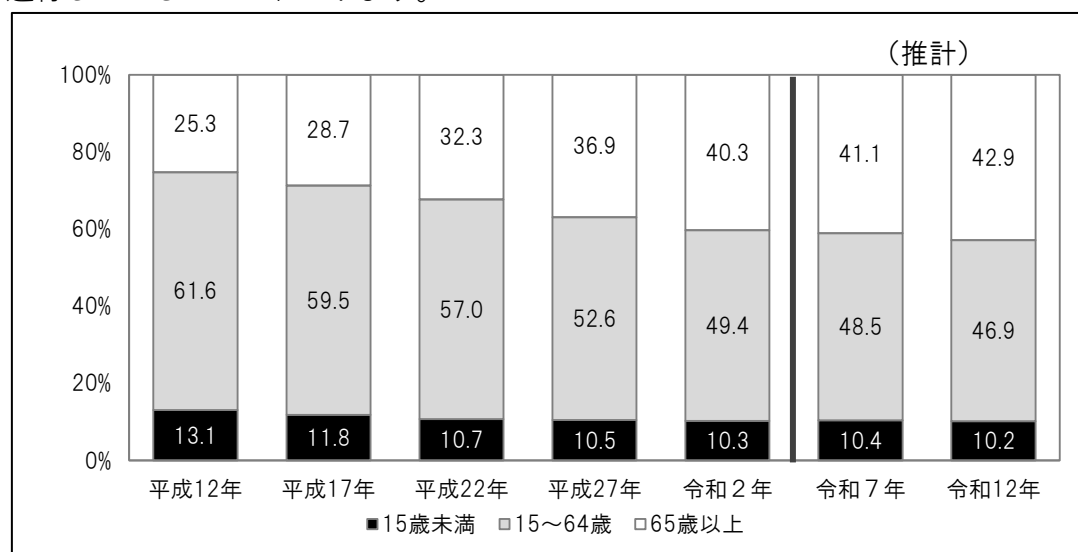
総人口は平成12年から一貫して減少傾向にあり、この状況が続くと、令和12年には13,102人まで人口が減少すると推計されます。



注：平成17年以前は「旧かつらぎ町」「旧花園村」の合計値。また、令和7年以降は「第5次かつらぎ町長期総合計画」に挙げる人口推計値である。
資料：国勢調査、第5次かつらぎ町長期総合計画

② 年齢別人口割合

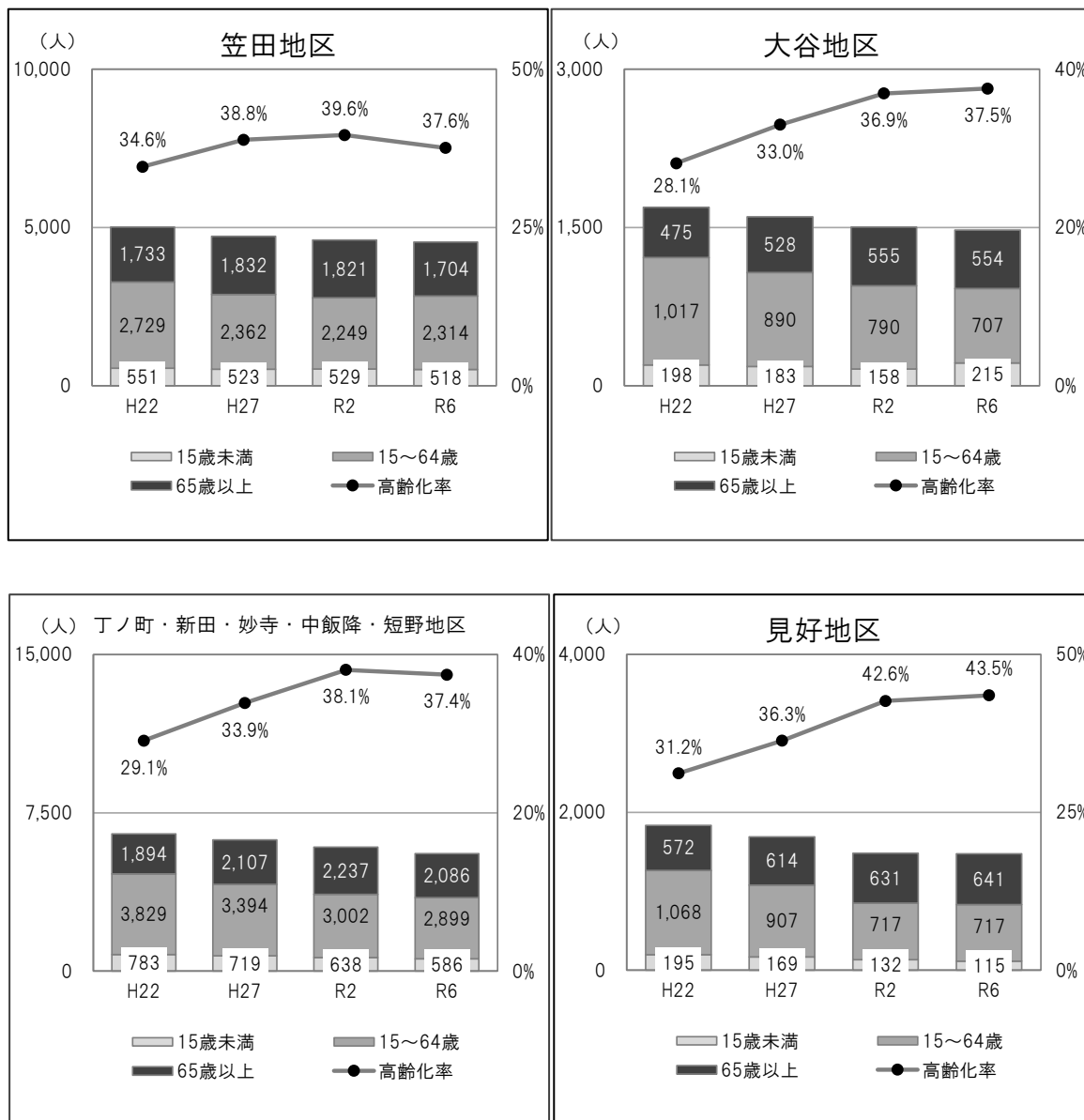
年齢別人口では、15歳未満人口割合が約10%に減少するとともに、65歳以上人口の増加が顕著であり、約4割が高齢者である一方で、子どもは約10人に1人となるなど、少子高齢化が進行していることがわかります。



注：小数点第2位以下四捨五入のため、合計が100%とならないことがある。また、平成17年以前は「旧かつらぎ町」「旧花園村」の合計値、令和7年以降は「第5次かつらぎ町長期総合計画」に挙げる人口推計値である。
資料：国勢調査、第5次かつらぎ町長期総合計画

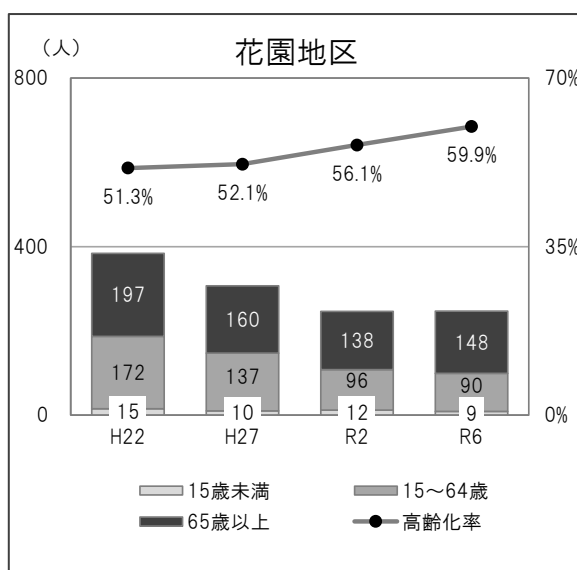
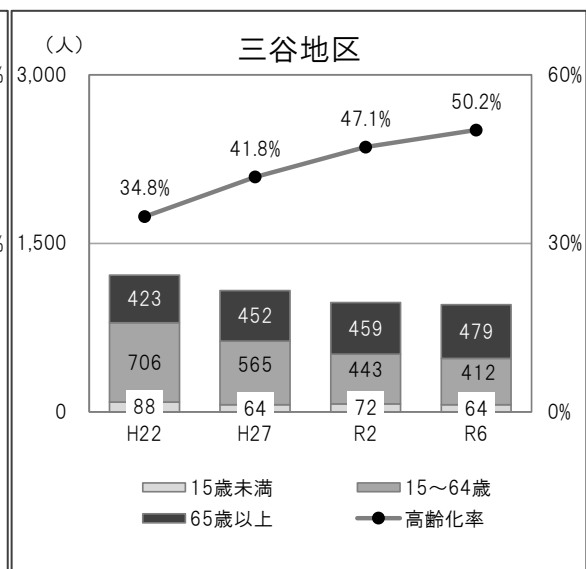
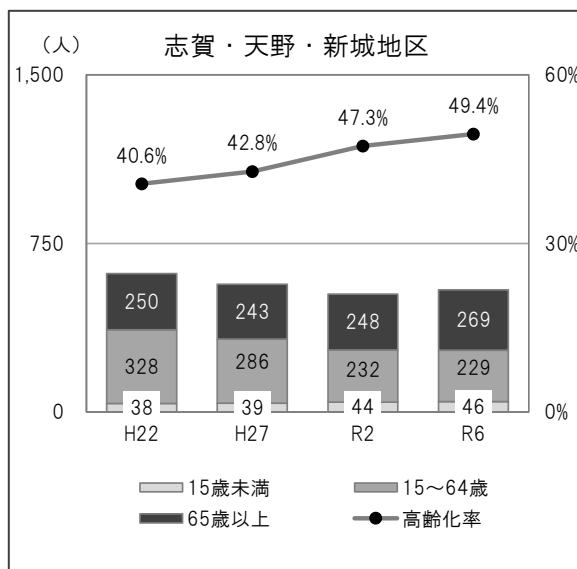
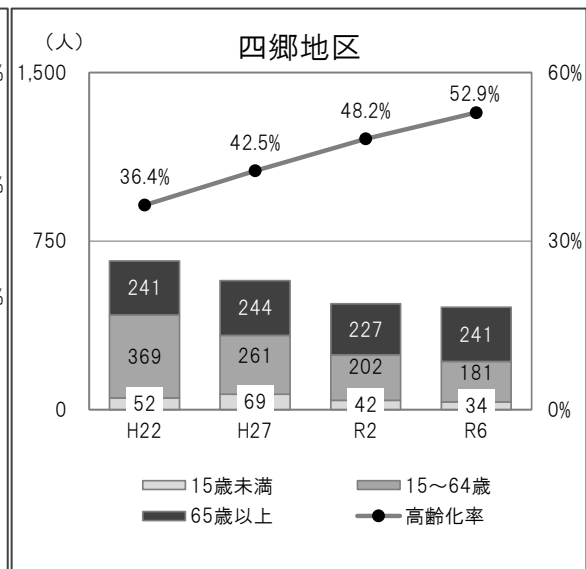
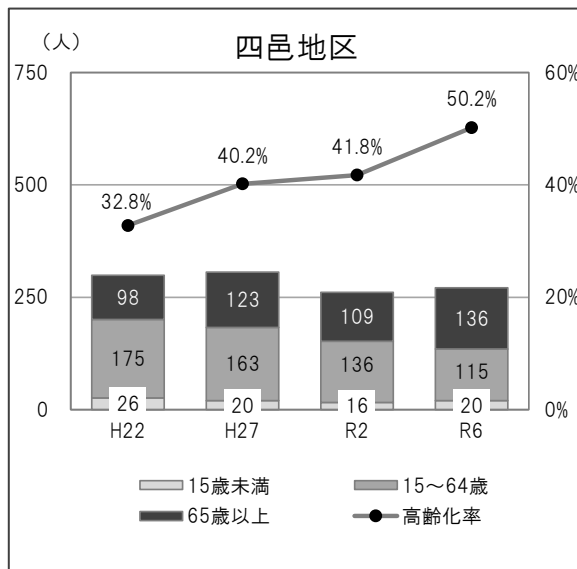
③ 各地区の人口

かつらぎ町の各地区における年齢別人口の推移及び高齢化率は以下のようになっています。地区ごとに多少の差異があるものの、かつらぎ町全体の傾向と同じく、各地区共に少子高齢化の進行がみられます。



注：H22～R2は、各年10月1日の値。R6は4月1日の値である。

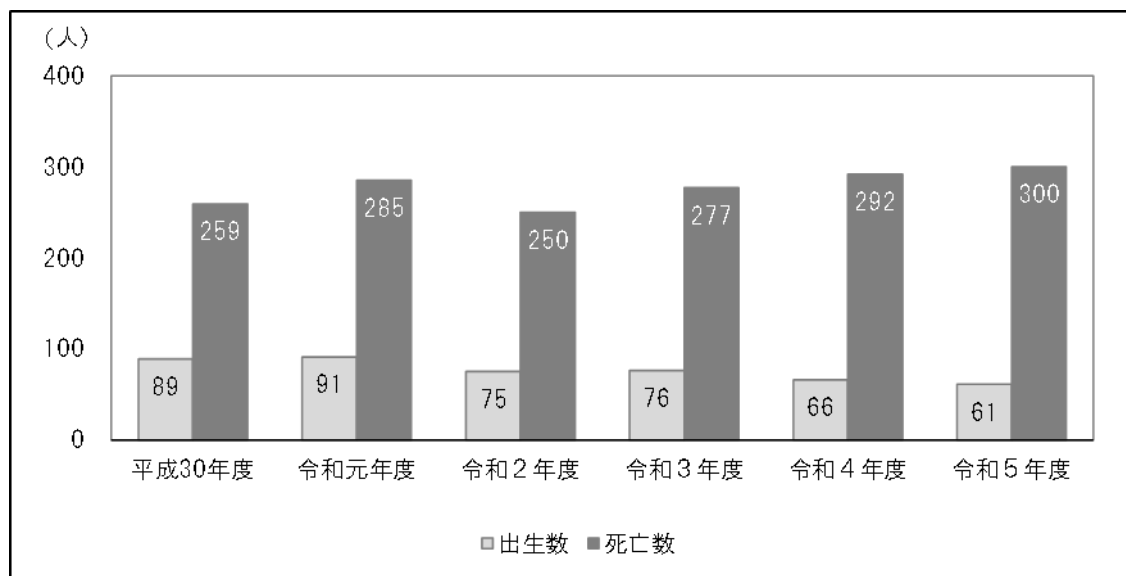
資料：国勢調査、かつらぎ町住民福祉課資料



注：H22～R2は、各年10月1日の値。R6は4月1日の値である。
資料：国勢調査、かつらぎ町住民福祉課資料

④ 自然動態人口（出生・死亡）

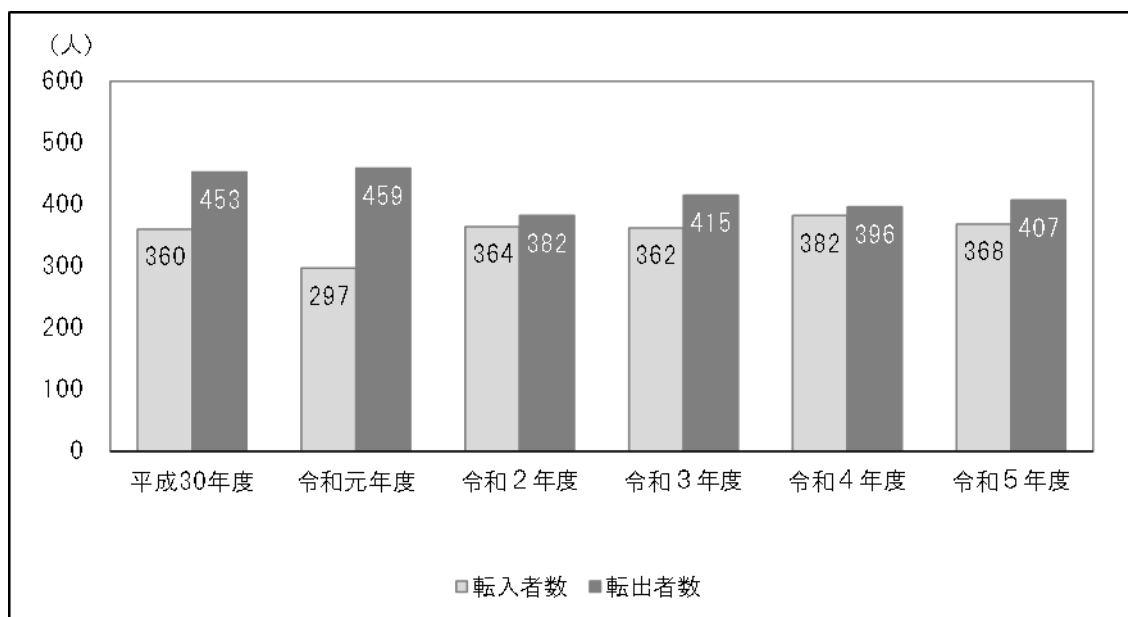
自然動態人口については、平成30年度以降、出生数がわずかに増加している年がありますが、全体として減少を続けています。死亡数は増減を繰り返しながら推移していますが、いずれの年も死亡数が出生数を上回っています。



資料：住民基本台帳

⑤ 社会動態人口（転入・転出）

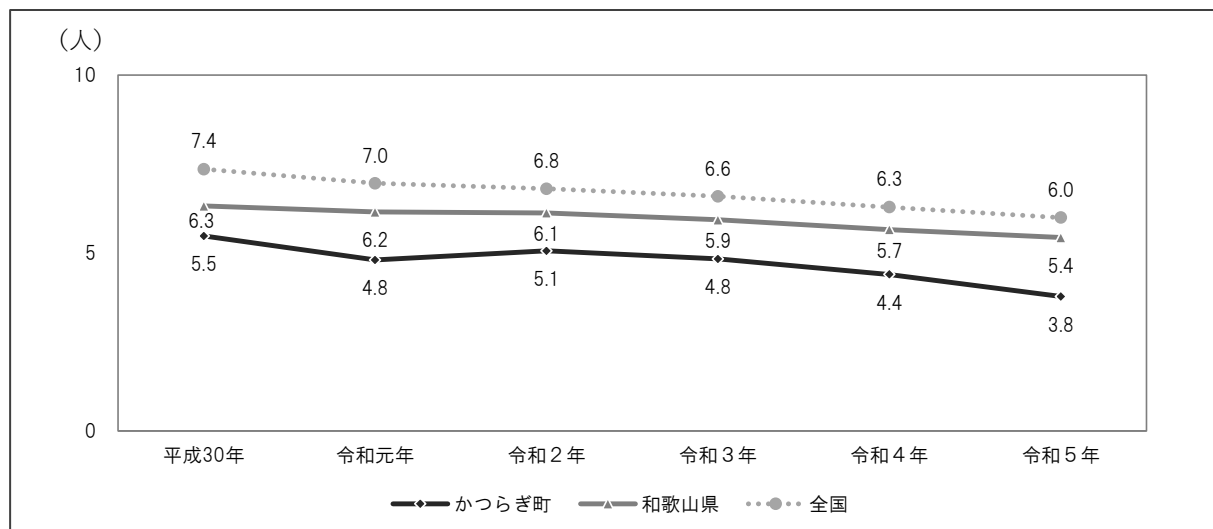
社会動態人口については、いずれの年も転出者数が転入者数を上回っていますが、令和2年度以降、転出者数と転入者数の差が小さくなっています。



資料：住民基本台帳

⑥ 人口1,000人当たりの出生数

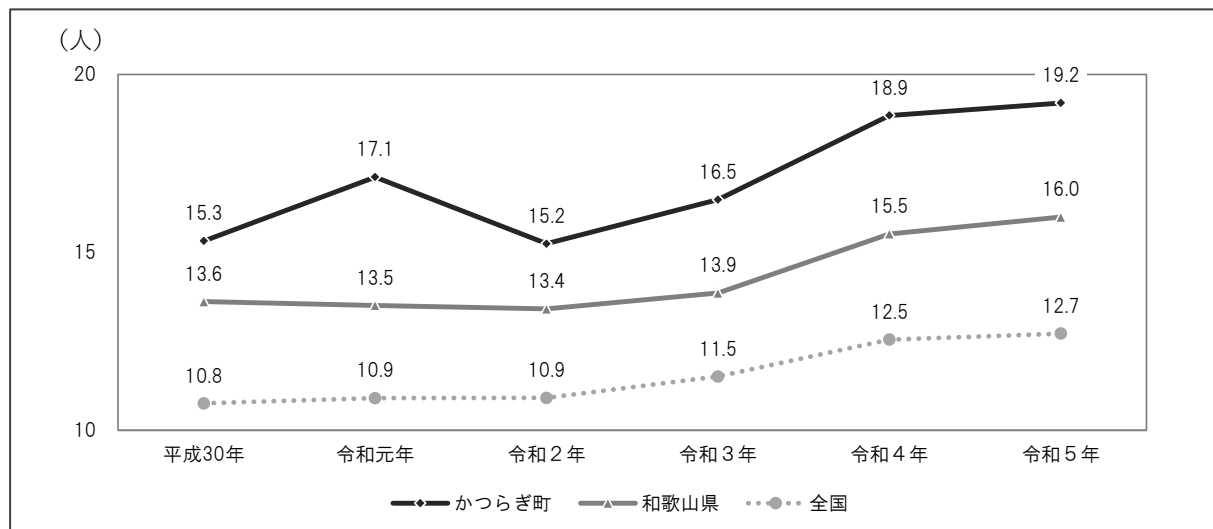
人口1,000人当たりの出生数の推移をかつらぎ町、和歌山県、全国で比較すると、平成30年から令和5年にかけてかつらぎ町はいずれの年も和歌山県、全国を下回っています。令和2年からは減少傾向にあり、町内の人口減少や高齢化の一因となっています。



資料：住民基本台帳

⑦ 人口1,000人当たりの死亡数

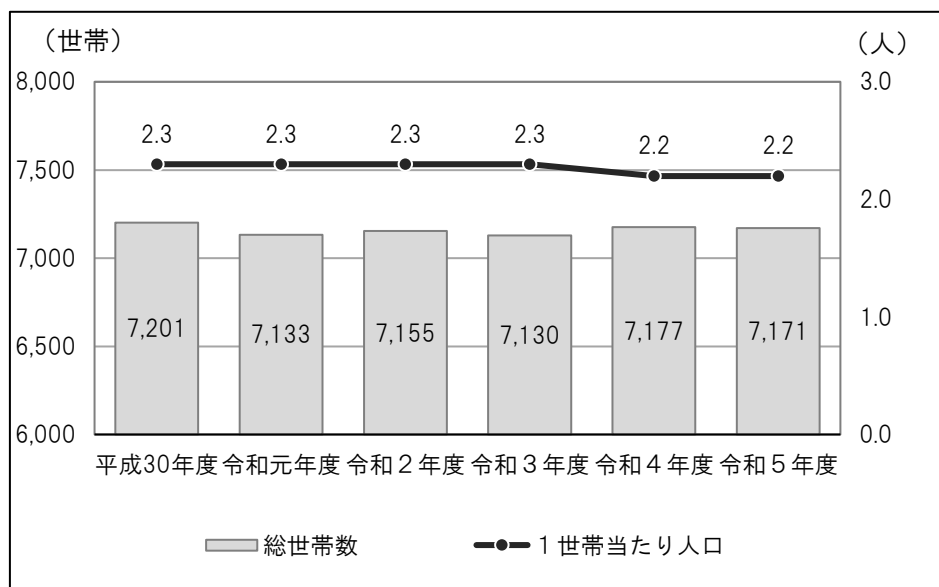
人口1,000人当たりの死亡数の推移をかつらぎ町、和歌山県、全国で比較すると、令和2年から令和5年にかけてかつらぎ町の死亡数は増加しており、いずれの年も和歌山県、全国を上回っています。



資料：住民基本台帳

⑧ 総世帯数

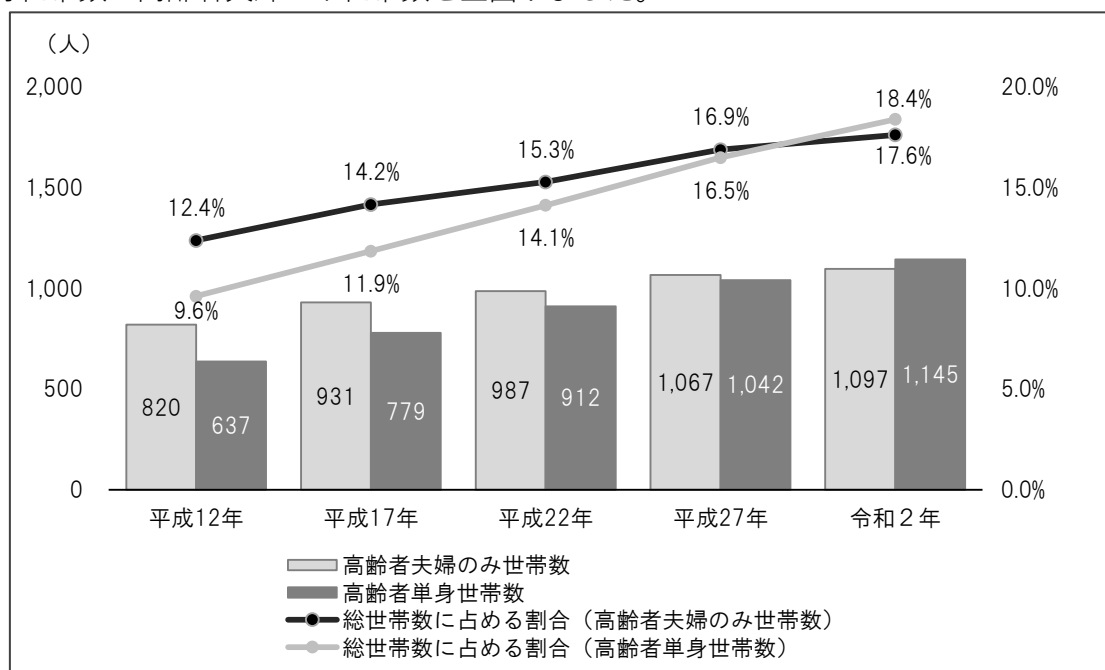
総世帯数に関しては、平成 30 年度から令和 5 年度にかけて 7,100 世帯から 7,200 世帯強の範囲で推移しており、1 世帯当たりの人口も 2.3 人前後の範囲で推移する傾向が続いています。



(2) 高齢者の状況

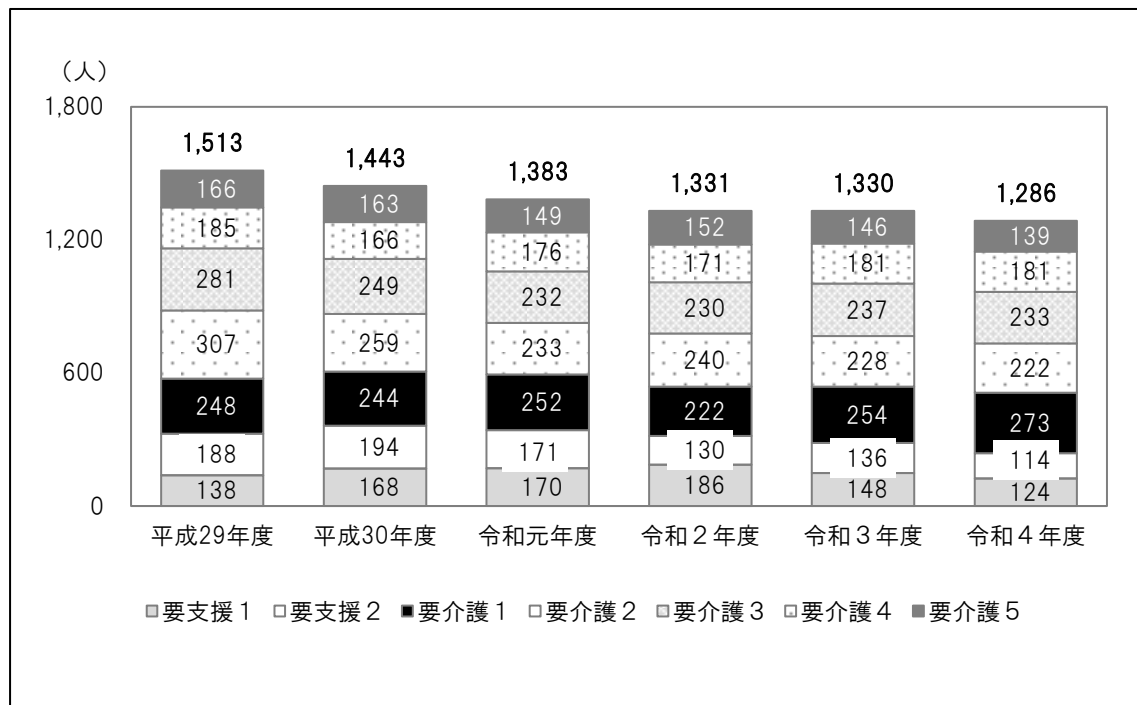
① 高齢者世帯数（高齢者：65 歳以上）

平成 12 年から平成 27 年までは、高齢者夫婦のみ世帯数、高齢者単身世帯数共に増加しながら推移し、それに伴って総世帯数に占める割合も増加していました。令和 2 年には高齢者単身世帯数が高齢者夫婦のみ世帯数を上回りました。



② 要介護認定者数

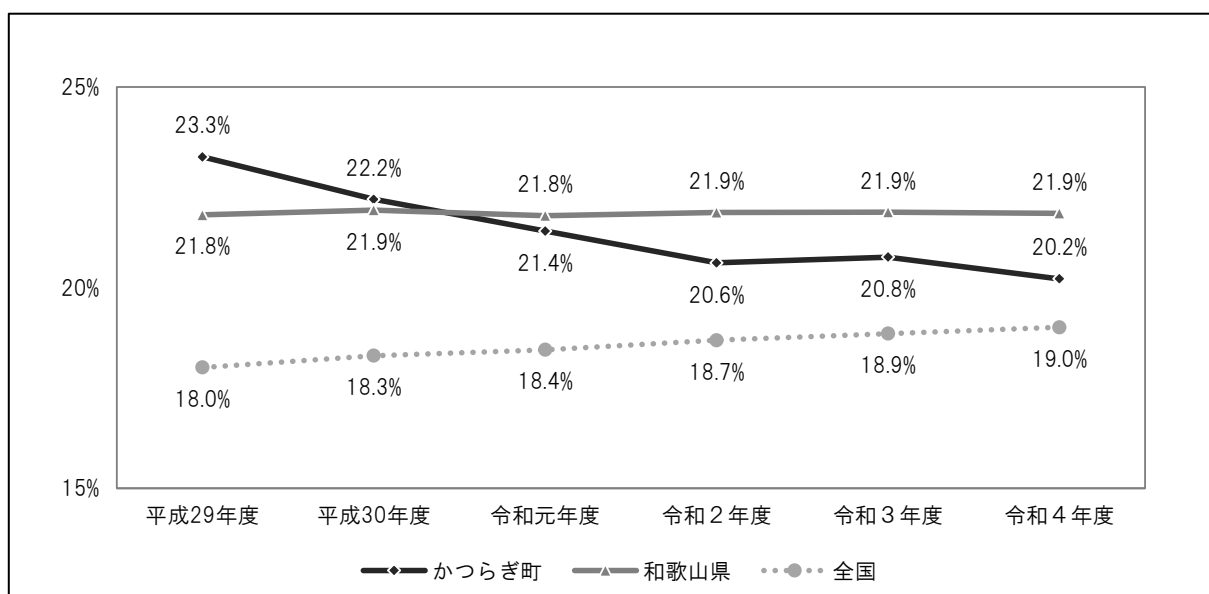
要支援 1 から要介護 5 までの認定者数の合計は、平成 29 年度以降、緩やかに減少しています。



※数値は第 1 号被保険者に係るもの。
資料：介護保険事業状況報告（各年度 3 月末）

③ 要介護認定率

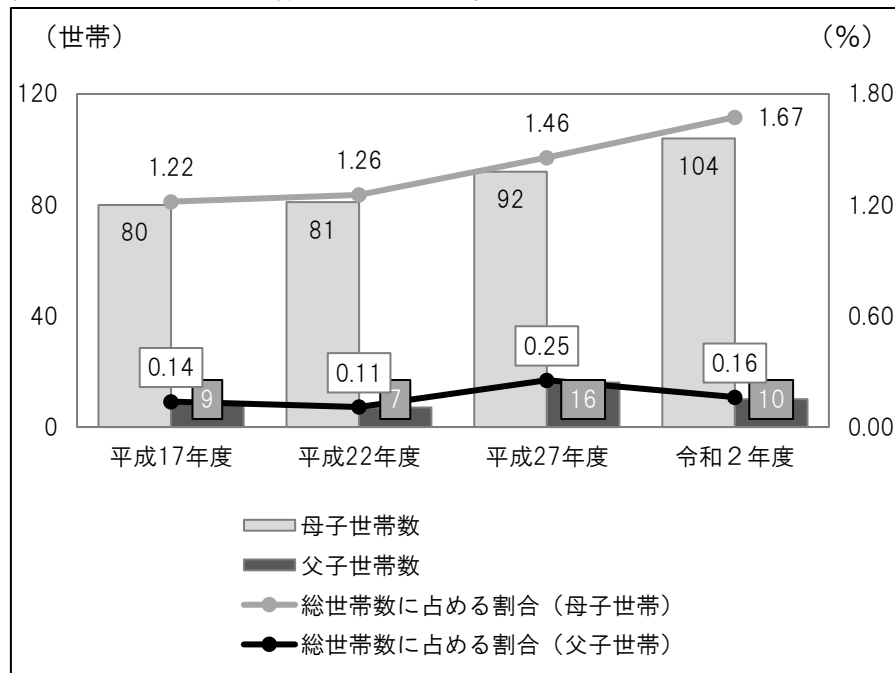
要介護認定率の推移をみると、平成 29 年度から令和 4 年度にかけて、和歌山県では横ばい、全国では緩やかに増加という傾向がみられますが、かつらぎ町では全体として緩やかに減少しています。



※数値は第 1 号被保険者に係るもの。
資料：介護保険事業状況報告（各年度 3 月末）

(3) ひとり親世帯数

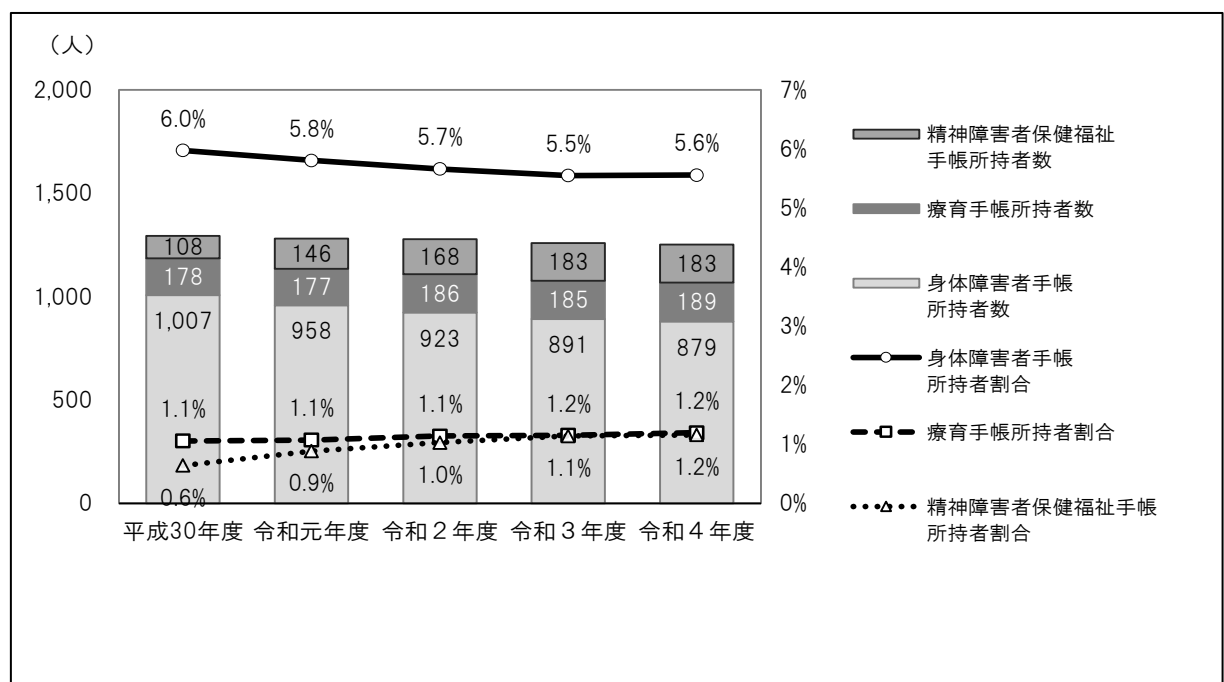
かつらぎ町のひとり親世帯数の推移では、母子家庭数が平成 17 年度から令和 2 年度にかけて増加しながら推移しています。父子家庭については平成 22 年度から平成 27 年度にかけて約 2 倍に増加しましたが、令和 2 年度では減少しています。総世帯数の減少に伴い、総世帯数に占める割合も増加しています。



資料：国勢調査

(4) 障害者手帳交付数

平成 30 年度以降の障害者手帳交付数をみると、精神障害者保健福祉手帳所持者数が増加する一方、身体障害者手帳所持者数は減少する傾向がみられます。



(5) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員による、町内の世帯数・人数の調査結果によると、高齢者の一人暮らし世帯数は1,098世帯、高齢者数が668人、在宅寝たきりの方のいる世帯は14世帯、災害などによる避難時に特別な援護が必要な方（避難行動要支援者）がいる世帯は398世帯となっています。

調査対象（令和6年9月1日現在）	対象世帯数（世帯）	対象人数（人）
一人暮らし調査	1,098	1,098
高齢者世帯調査	—	668
在宅寝たきり	14	14
要援護者（避難行動要支援者）世帯調査	398	398
合計	1,510	2,178

注：世帯数、人数は調査によって把握された数値である。

資料：民生委員・児童委員の調査結果より

2. 地域福祉に関する住民アンケート調査

(1) 調査票の設計

調査の目的	かつらぎ町の住民の福祉に対する意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するとともに、意見や提言を広くうかがい、計画を策定する基礎資料として活用するために実施した。
調査方法	■調査対象：かつらぎ町に住む 18 歳以上の住民 1,600 人を対象に地区別・年齢別に無作為抽出 ■調査方法：郵送による配布・回収 ■調査期間：令和 6 年 10 月 15 日～10 月 29 日
調査結果	■配布数：1,600 票 ■回収数：704 票 ■回収率：44.0%

(2) 主な調査結果

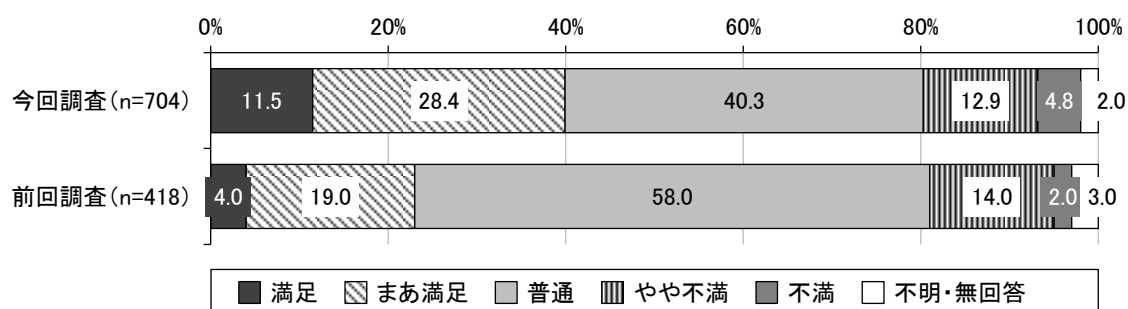
- ◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第 2 位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から 1 つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が 100.0%にならない場合があります。
- ◇複数回答（複数の選択肢から 2 つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が 100.0%を超える場合があります。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

① 地域での暮らし

■暮らしやすさ（単数回答）

「普通」が40.3%と最も高く、次いで「まあ満足」が28.4%、「やや不満」が12.9%となっています。

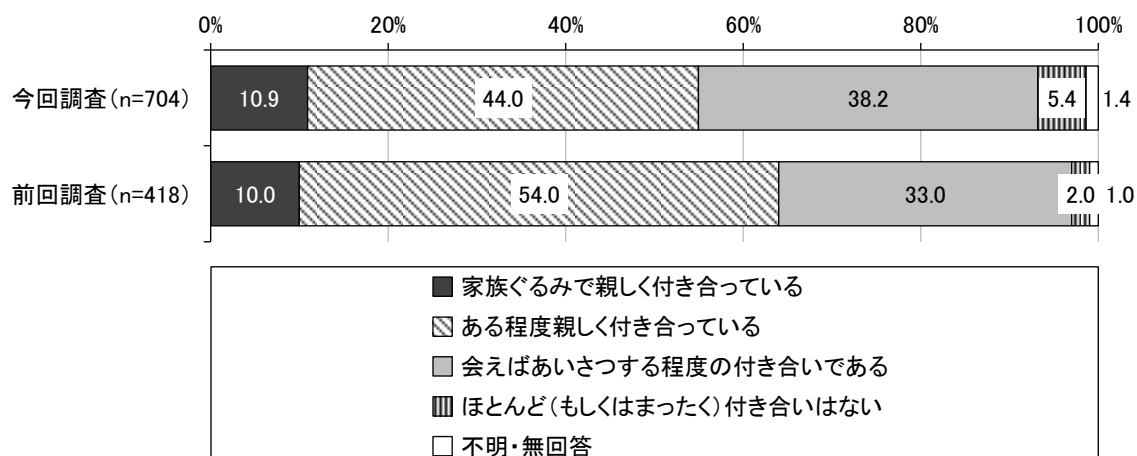
「満足」と「まあ満足」の計が39.9%で、前回調査と比較すると16.9ポイント増加し、「普通」が17.7ポイント減少しています。



■近所付き合いの程度（単数回答）

「ある程度親しく付き合っている」が44.0%と最も高く、次いで「会えばあいさつする程度の付き合いである」が38.2%、「家族ぐるみで親しく付き合っている」が10.9%となっています。

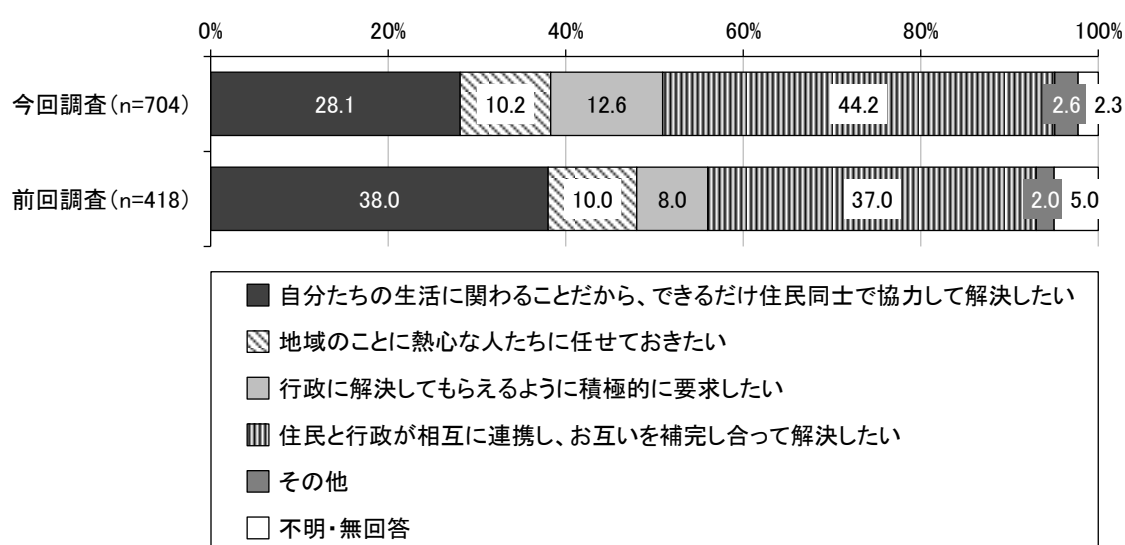
前回調査と比較すると、「ある程度親しく付き合っている」が10ポイント減少し、「会えばあいさつする程度の付き合いである」「ほとんど（もしくはまったく）付き合いはない」がそれぞれわずかに増加しています。



■日常生活における課題の解決方法（単数回答）

「住民と行政が相互に連携し、お互いを補完し合って解決したい」が44.2%と最も高く、次いで「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」が28.1%、「行政に解決してもらえるように積極的に要求したい」が12.6%となっています。

前回調査と比較すると、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」は9.9ポイント減少し、「住民と行政が相互に連携し、お互いを補完し合って解決したい」が7.2ポイント増加しています。

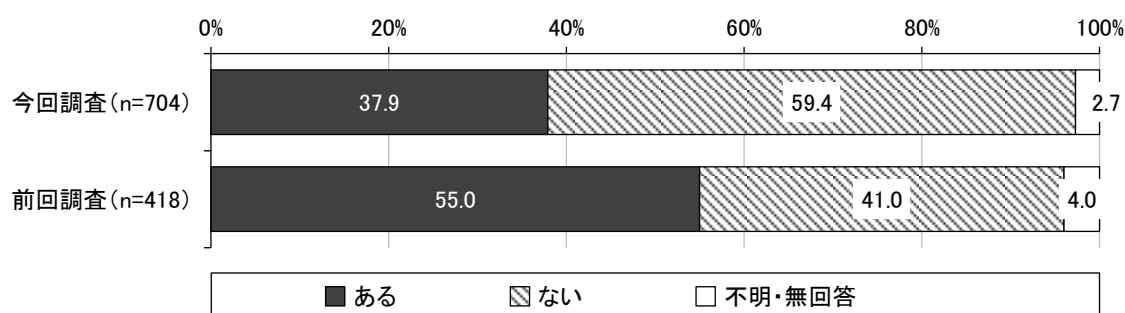


② 地域活動・ボランティア活動

■過去5年以内の地域活動・ボランティア活動経験（単数回答）

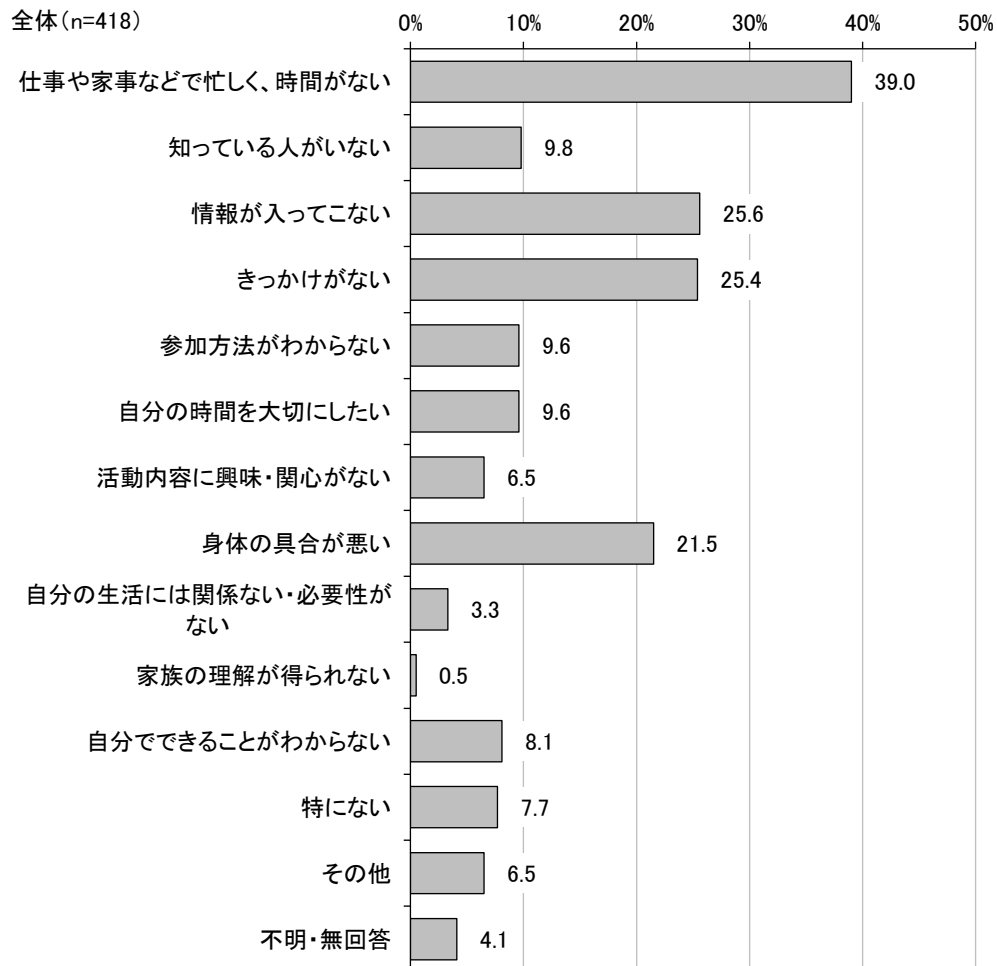
「ない」が59.4%、「ある」が37.9%となっています。

前回調査と比較すると、「ある」は17.1ポイント減少しています。



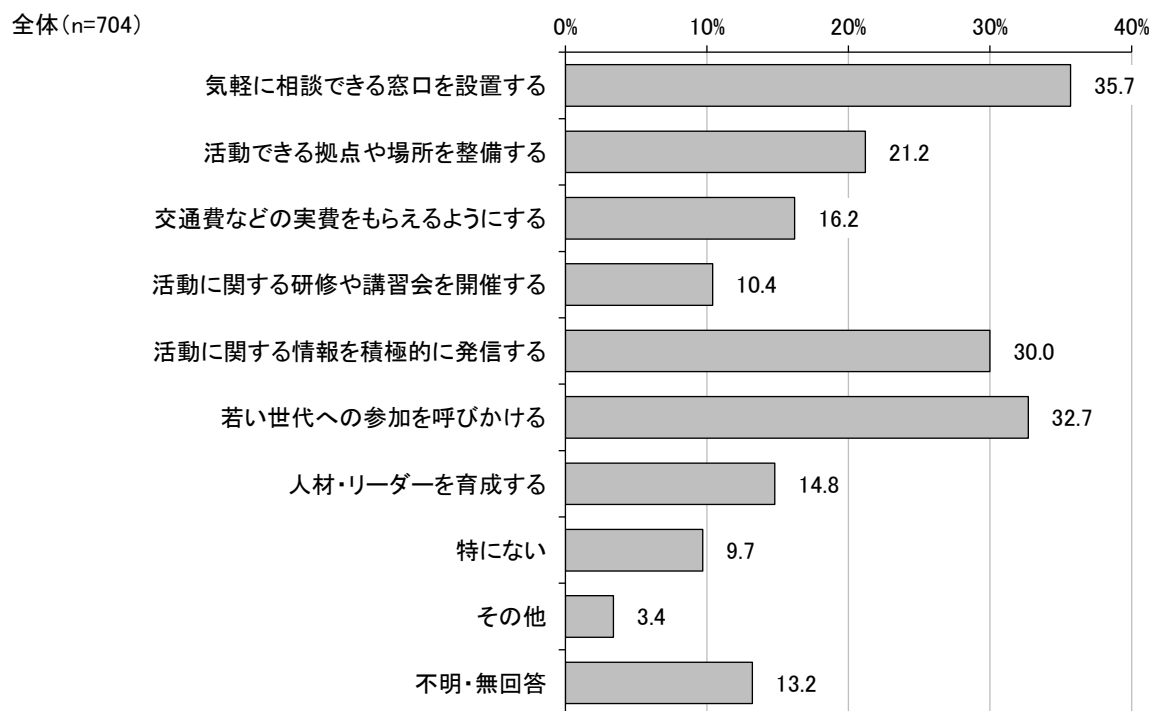
■過去5年以内に地域活動・ボランティア活動をしなかった理由（複数回答）

「仕事や家事などで忙しく、時間がない」が39.0%と最も高く、次いで「情報が入ってこない」が25.6%、「きっかけがない」が25.4%となっています。



■地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこと（複数回答）

「気軽に相談できる窓口を設置する」が 35.7%と最も高く、次いで「若い世代への参加を呼びかける」が 32.7%、「活動に関する情報を積極的に発信する」が 30.0%となっています。

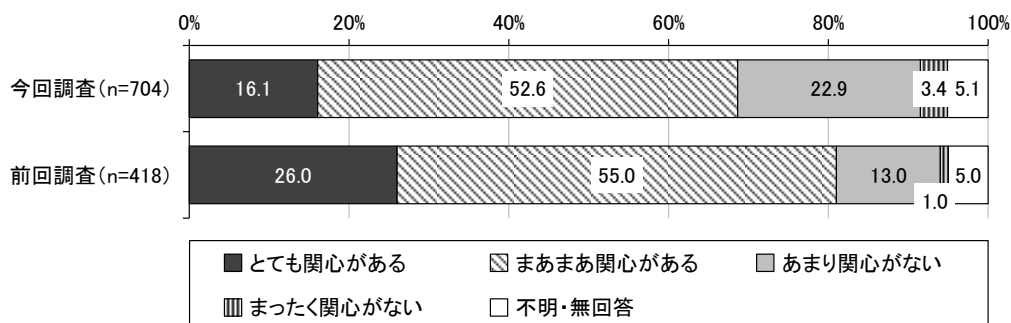


③ 福祉と福祉サービス

■福祉への関心（単数回答）

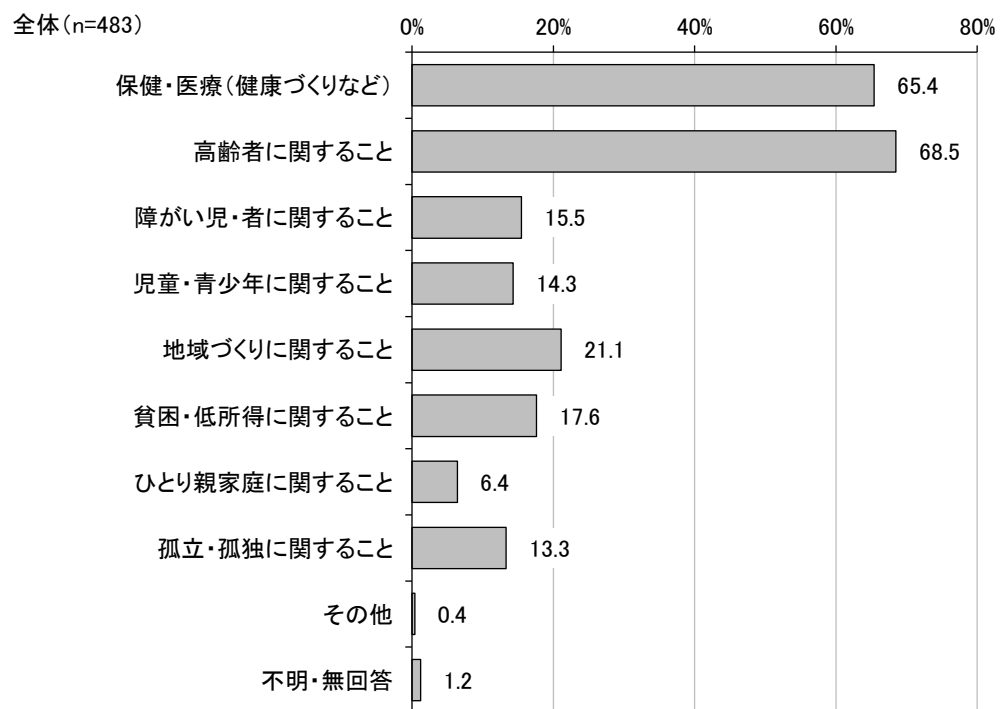
「まあまあ関心がある」が 52.6%と最も高く、次いで「あまり関心がない」が 22.9%、「とても関心がある」が 16.1%となっています。

前回調査と比較すると、「とても関心がある」は 9.9 ポイント減少し、「あまり関心がない」は 9.9 ポイント増加しています。



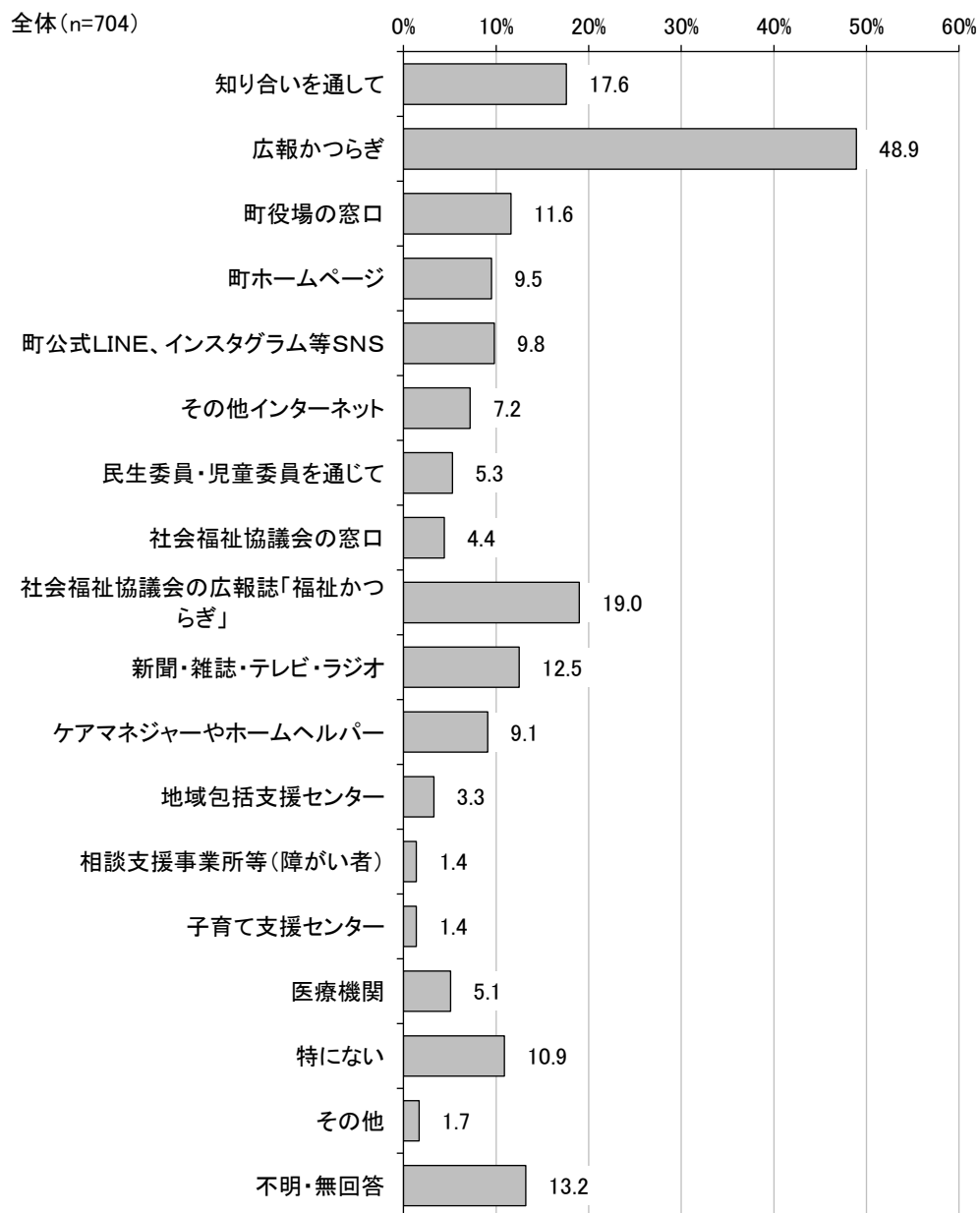
■関心のある福祉分野（複数回答）

「高齢者に関すること」が68.5%と最も高く、次いで「保健・医療（健康づくりなど）」が65.4%、「地域づくりに関すること」が21.1%となっています。



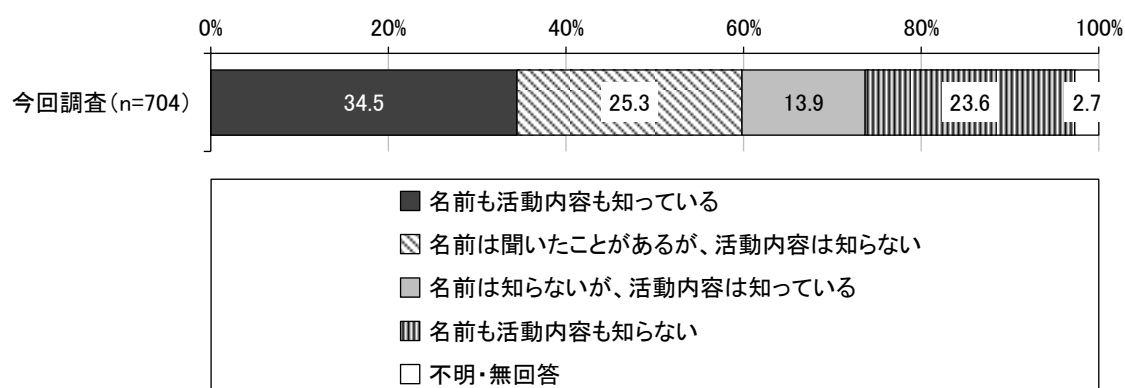
■福祉サービスに関する情報入手先（複数回答）

「広報かつらぎ」が48.9%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の広報誌『福祉かつらぎ』」が19.0%、「知り合いを通して」が17.6%となっています。



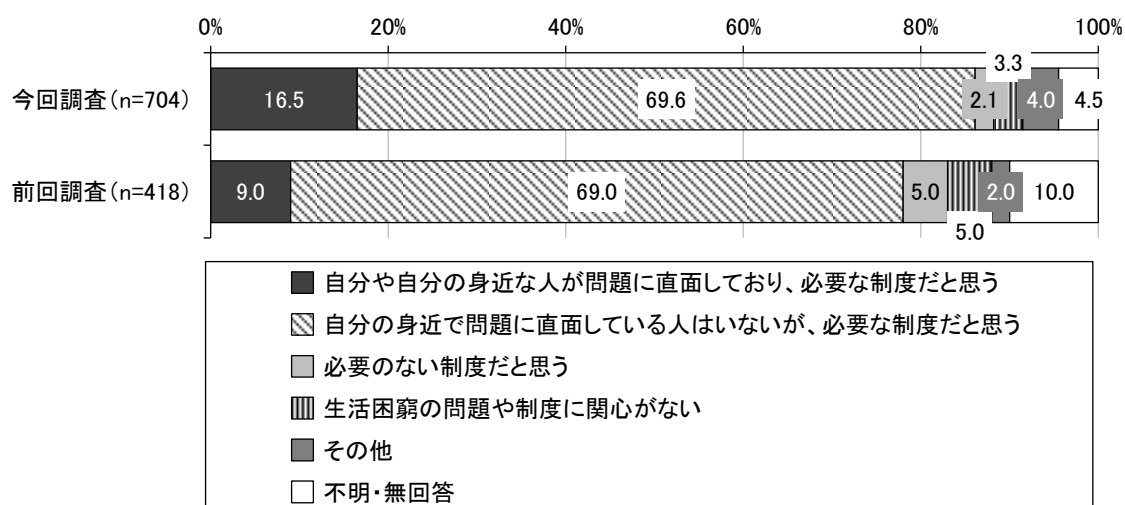
■民生委員・児童委員の認知度（単数回答）

「名前も活動内容も知っている」が 34.5%と最も高く、次いで「名前は聞いたことがあるが、活動内容は知らない」が 25.3%、「名前も活動内容も知らない」が 23.6%となっています。



■生活困窮の問題についての考え（単数回答）

「自分の身近で問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」が 69.6%と最も高く、「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う」が 16.5%となっています。
 前回調査と比較すると、「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う」が 7.5 ポイント増加しています。

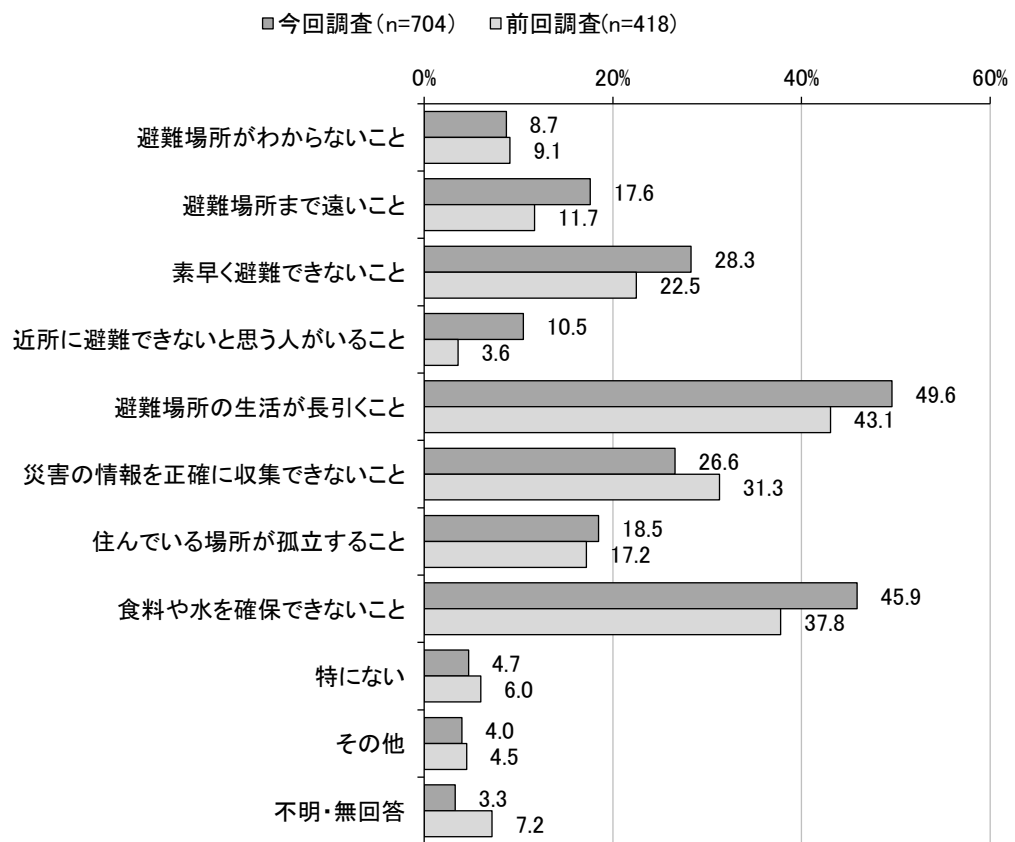


④ 災害などの緊急時の対応

■災害時の不安（複数回答）

「避難場所の生活が長引くこと」が 49.6%と最も高く、次いで「食料や水を確保できないこと」が 45.9%、「素早く避難できないこと」が 28.3%となっています。

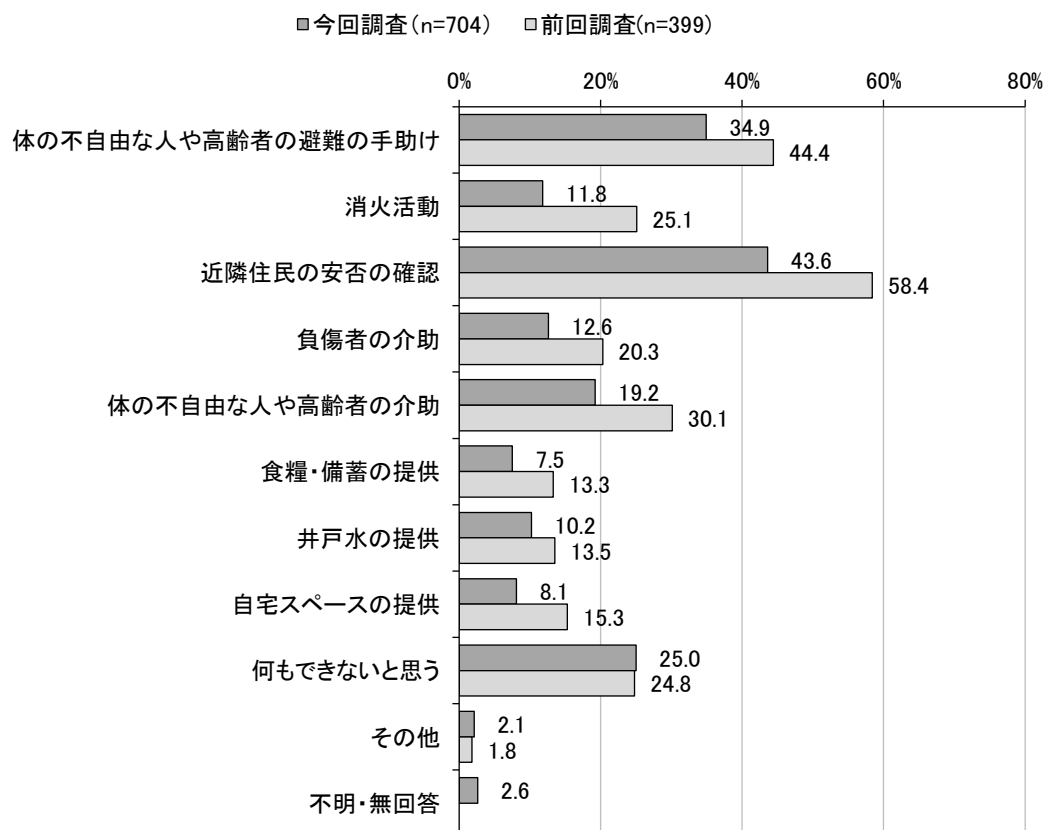
前回調査と比較すると、「避難場所の生活が長引くこと」が 6.5 ポイント、「食料や水を確保できないこと」が 8.1 ポイント増加しています。



■災害時に自分ができると思うこと（複数回答）

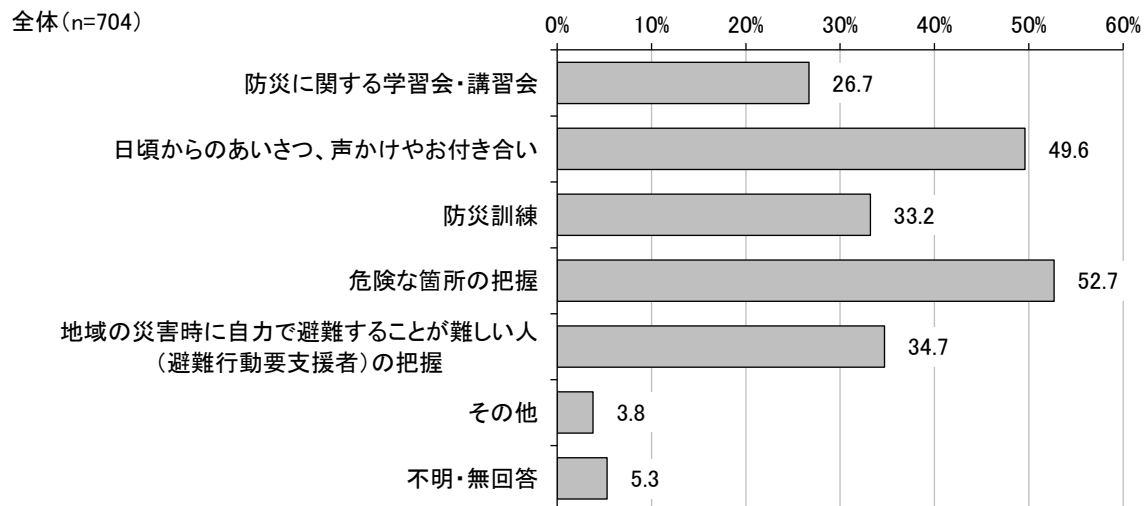
「近隣住民の安否の確認」が43.6%と最も高く、次いで「体の不自由な人や高齢者の避難の手助け」が34.9%、「何もできないと思う」が25.0%となっています。

前回調査と比較すると、「近隣住民の安否の確認」が14.8ポイント、「消火活動」が13.3ポイント、「体の不自由な人や高齢者の介助」が10.9ポイント減少しています。他にも減少している選択肢が多くなっています。



■地域における災害時の備えとして重要なこと（複数回答）

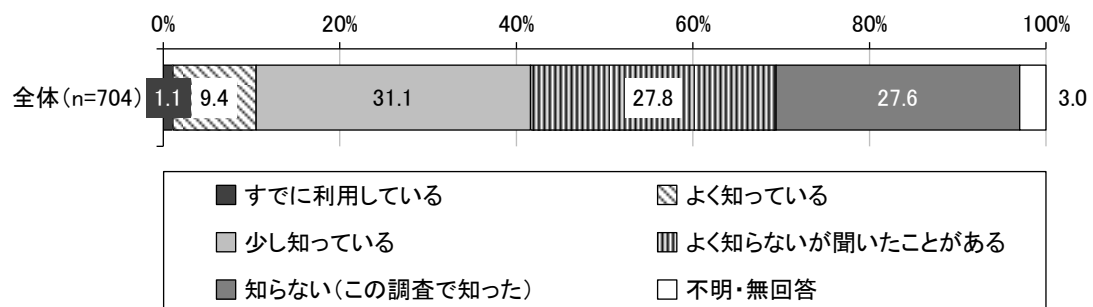
「危険な箇所の把握」が52.7%と最も高く、次いで「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」が49.6%、「地域の災害時に自力で避難することが難しい人（避難行動要支援者）の把握」が34.7%となっています。



⑤ 成年後見制度

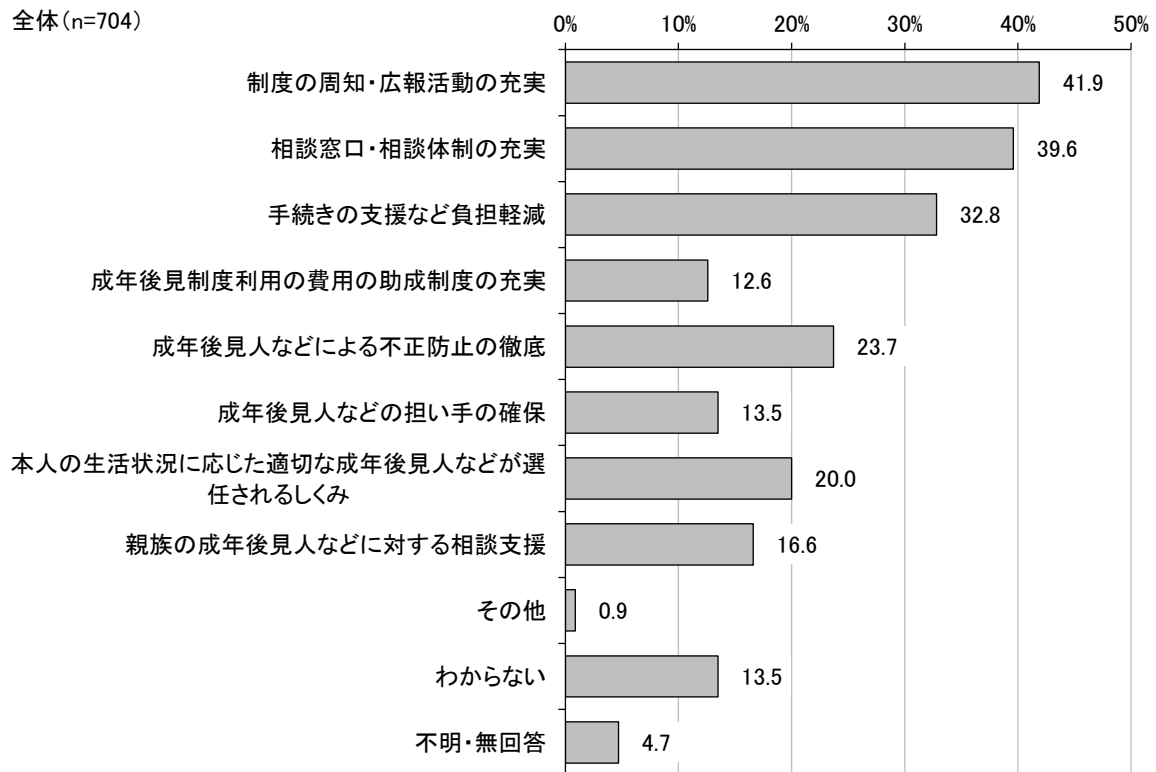
■成年後見制度の認知度（単数回答）

「少し知っている」が31.1%と最も高く、次いで「よく知らないが聞いたことがある」が27.8%、「知らない（この調査で知った）」が27.6%となっています。



■成年後見制度の利用促進のために重要なこと（複数回答）

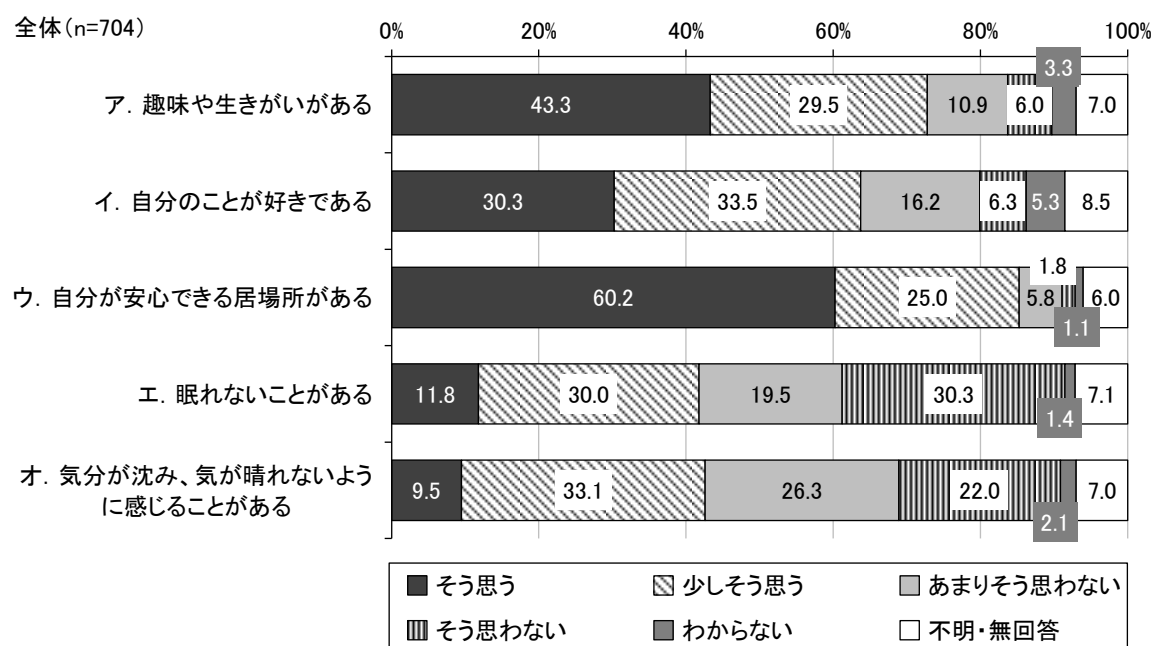
「制度の周知・広報活動の充実」が 41.9%と最も高く、次いで「相談窓口・相談体制の充実」が 39.6%、「手続きの支援など負担軽減」が 32.8%となっています。



⑥ こころの健康と自殺対策

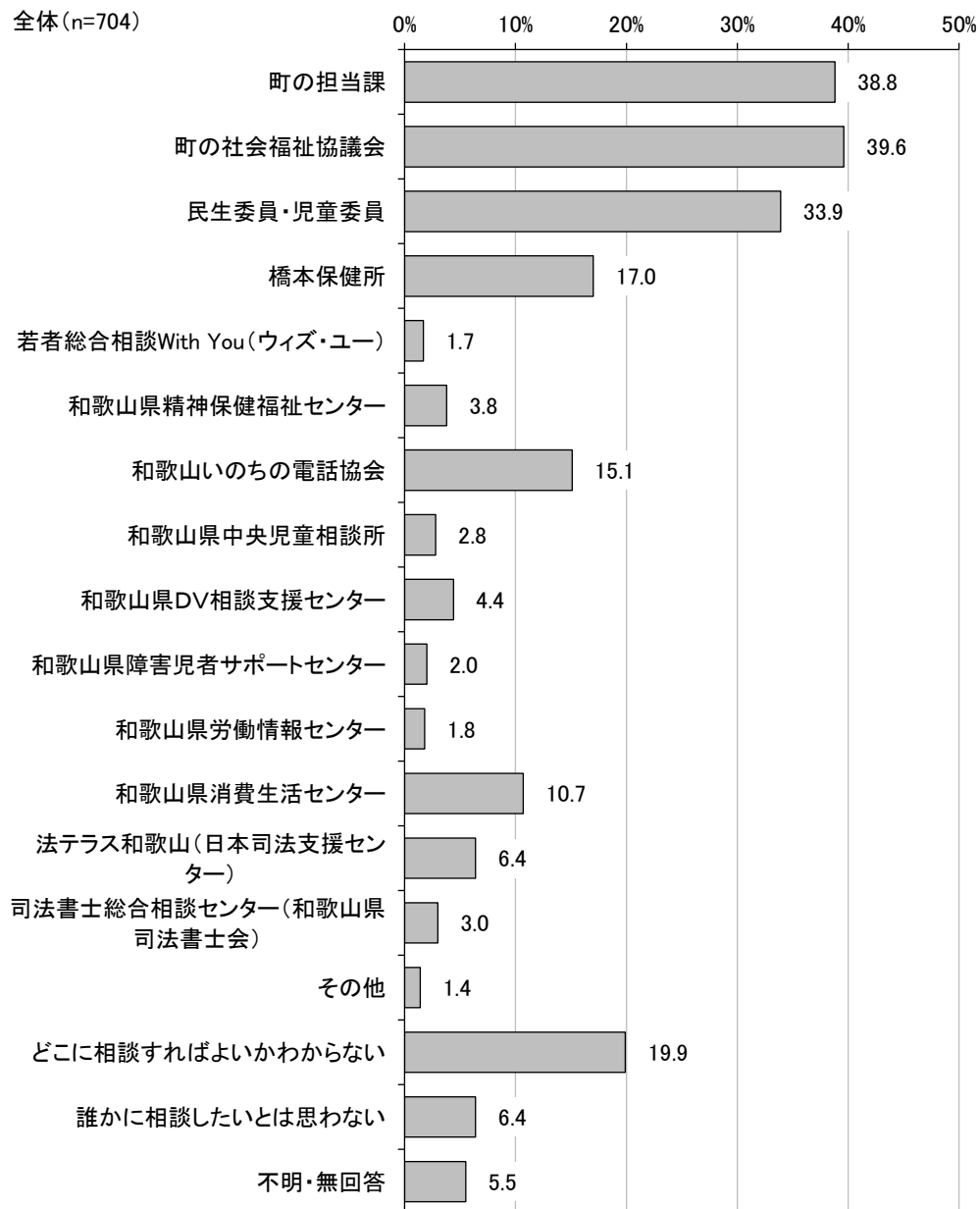
■日常生活のこころの状態（単数回答）

『ウ. 自分が安心できる居場所がある』では「そう思う」が 60.2%と半数以上を占めています。また、『エ. 眠れないことがある』『オ. 気分が沈み、気が晴れないように感じる』は「そう思う」が 1 割前後となっています。



■相談機関の認知度（複数回答）

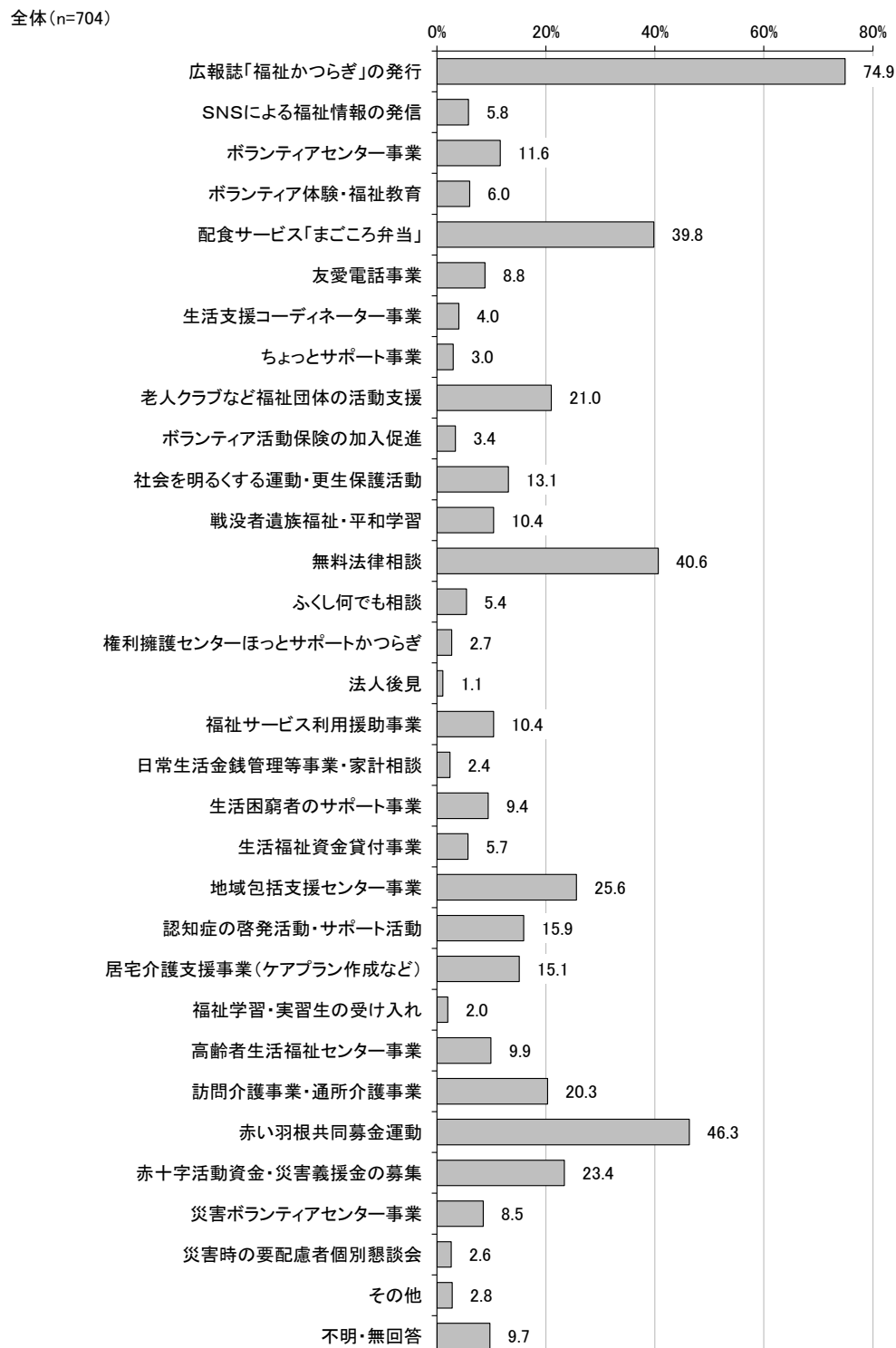
「町の社会福祉協議会」が 39.6%と最も高く、次いで「町の担当課」が 38.8%、「民生委員・児童委員」が 33.9%となっています。



⑦ 社会福祉協議会の活動

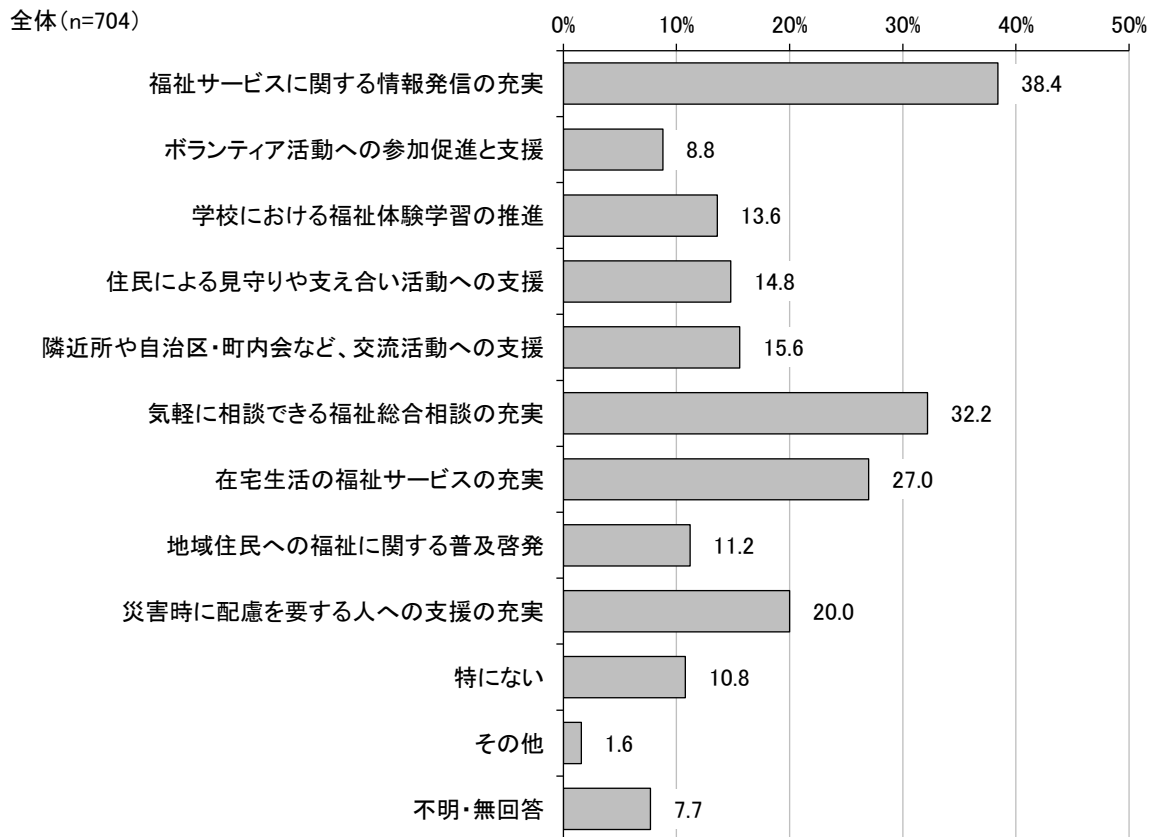
■社会福祉協議会の活動の認知度（複数回答）

「広報誌「福祉かつらぎ」の発行」が74.9%と最も高く、次いで「赤い羽根共同募金運動」が46.3%、「無料法律相談」が40.6%となっています。



■社会福祉協議会が行う活動・支援で充実してほしいもの（複数回答）

「福祉サービスに関する情報発信の充実」が38.4%と最も高く、次いで「気軽に相談できる福祉総合相談の充実」が32.2%、「在宅生活の福祉サービスの充実」が27.0%となっています。



(3) 住民アンケート調査からみる特徴・課題

① 地域について

暮らしやすさへの満足度が向上、行政との協働による解決を望む声が強まっている。

- 暮らしやすさについて、「満足」「まあ満足」を合わせた評価が前回調査から 16.9 ポイント増加しており、地域の生活環境に対する評価が向上しています。これらの改善された点を維持しながら、さらなる住みやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- 近所付き合いについては、「ある程度親しく付き合っている」が 44.0%と最も高い割合を示していますが、前回調査から 10 ポイント減少しており、付き合いの程度が若干薄れる傾向にあります。一方で、日常生活での課題解決については、「住民と行政が相互に連携し、お互いを補完し合って解決したい」という回答が 44.2%と最も多く、前回調査より 7.2 ポイント増加しています。このことから、行政との協働による地域課題の解決を望む声が強まっており、そのための体制づくりを進めていく必要があります。
- 地域の課題として、「自分たちの生活に関わることだから、できるだけ住民同士で協力して解決したい」という意見は 28.1%となっており、前回調査から 9.9 ポイント減少しています。これは住民だけでの解決が難しい課題が増えていることを示唆しており、行政との効果的な連携の仕組みづくりが今後さらに重要となっています。

② 地域活動・ボランティア活動について

地域活動・ボランティア活動への参加が減少傾向にあり、新たな参加促進策が必要である。

- 過去 5 年以内の地域活動・ボランティア活動経験は「ない」が 59.4%、「ある」が 37.9%となっており、「ある」は前回調査から 17.1 ポイント減少しています。特に 10 歳代～30 歳代では「ない」が 7 割以上と高く、若い世代の参加が課題となっています。一方、50 歳代～70 歳代では「ある」「ない」がそれぞれ半数程度となっており、世代による参加状況の差がみられます。
- 活動に参加しない理由としては、「仕事や家事などで忙しく、時間がない」が 39.0%と最も多く、次いで「情報が入ってこない」(25.6%)、「きっかけがない」(25.4%)となっています。これらの課題に対応するため、活動の情報発信の強化や、参加しやすい環境づくりが必要です。
- 地域活動やボランティア活動の輪を広げていくために必要なこととして、「気軽に相談できる窓口を設置する」(35.7%)、「若い世代への参加を呼びかける」(32.7%)、「活動に関する情報を積極的に発信する」(30.0%)が上位に挙がっています。これらの要望に応じて、相談体制の整備や若い世代への効果的なアプローチ、情報発信の充実を図っていく必要があります。

③ 福祉と福祉サービスについて

福祉への関心が低下傾向にある中、高齢者支援と健康づくりへの需要が高い。

- 福祉への関心について、「まあまあ関心がある」が 52.6%と最も高いものの、「とても関心がある」が前回調査から 9.9 ポイント減少し、逆に「あまり関心がない」が 9.9 ポイント増加しています。このため、福祉に関する理解促進と関心を高める取り組みが必要です。
- 関心のある福祉分野では、「高齢者に関すること」(68.5%)と「保健・医療（健康づくりなど）」(65.4%)が特に高くなっています。これらの分野への需要に応えるため、重点的なサービス提供と情報発信が求められます。
- 福祉サービスに関する情報入手先として、「広報かつらぎ」が 48.9%と最も高く、次いで「社会福祉協議会の広報誌『福祉かつらぎ』」が 19.0%となっています。また、生活困窮の問題については、69.6%が「自分の身近で問題に直面している人はいないが、必要な制度だと思う」と回答しており、16.5%が「自分や自分の身近な人が問題に直面しており、必要な制度だと思う」と回答しています。このことから、広報媒体を効果的に活用しながら、福祉サービスの周知と利用促進を図っていく必要があります。

④ 災害などの緊急時の対応

災害時の不安が高まる中、地域の防災力の強化と支援体制の充実が必要である。

- 災害時の不安として、「避難場所の生活が長引くこと」(49.6%)と「食料や水を確保できないこと」(45.9%)が特に高く、前回調査と比べてそれぞれ 6.5 ポイント、8.1 ポイント増加しています。また、「素早く避難できないこと」(28.3%)も大きな不安要因となっており、これらの不安解消に向けた具体的な対策が必要です。
- 災害時に自分ができると思うことについて、「近隣住民の安否の確認」(43.6%)や「体の不自由な人や高齢者の避難の手助け」(34.9%)が上位に挙がっていますが、前回調査と比べてそれぞれ 14.8 ポイント、9.5 ポイント減少しています。また、「何もできないと思う」と回答した人が 25.0%いることから、地域の防災力の維持・向上に向けた取り組みが急務となっています。
- 地域における災害時の備えとして重要なことでは、「危険な箇所の把握」(52.7%)、「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」(49.6%)、「地域の災害時に自力で避難することが難しい人（避難行動要支援者）の把握」(34.7%)が上位となっています。これらの結果を踏まえ、平常時からの地域のつながりづくりと、具体的な防災対策の両面から、地域の防災体制を強化していく必要があります。

⑤ 成年後見制度の利用促進

制度の認知度向上と利用しやすい体制づくりが課題である。

- 成年後見制度の認知度については、「少し知っている」(31.1%) が最も高いものの、「よく知らないが聞いたことがある」(27.8%) と「知らない(この調査で知った)」(27.6%) を合わせると半数以上が制度についての理解が不十分な状況となっています。このため、制度の普及啓発を一層強化していく必要があります。
- 成年後見制度の利用促進のために重要なこととして、「制度の周知・広報活動の充実」(41.9%) が最も高く、次いで「相談窓口・相談体制の充実」(39.6%)、「手続きの支援など負担軽減」(32.8%) が挙げられています。これらの結果から、制度の周知と併せて、相談体制の整備や利用者の負担軽減など、実際の利用促進に向けた具体的な支援体制の構築が求められます。
- 今後の高齢化の進展に伴い、成年後見制度の必要性は一層高まることが予想されます。そのため、住民への周知啓発活動を強化するとともに、相談窓口の充実や手続きの支援体制の整備など、制度を必要とする人が円滑に利用できる環境づくりを進めていく必要があります。

⑥ こころの健康と自殺対策

こころの健康に不安を抱える人が一定数存在する中、相談体制の周知と充実が必要である。

- 日常生活のこころの状態について、「自分が安心できる居場所がある」と回答した人が 60.2%と半数以上を占める一方で、「眠れないことがある」や「気分が沈み、気が晴れないように感じる」と回答した人が 1 割前後存在しています。このことから、メンタルヘルスケアの必要性が認められ、適切な支援体制の整備が求められます。
- 相談機関の認知度については、「町の社会福祉協議会」(39.6%)、「町の担当課」(38.8%)、「民生委員・児童委員」(33.9%) の順に高くなっています。しかし、いずれの機関も認知度が 4 割に満たない状況であり、相談窓口の存在や役割について、より一層の周知啓発が必要です。
- 今後は、こころの健康に関する相談機関の認知度向上を図るとともに、専門的な相談に対応できる体制の充実や、関係機関との連携強化を進め、住民が気軽に相談できる環境づくりを推進していく必要があります。

⑦ 社会福祉協議会の活動

広報や活動の認知度が高い反面、情報発信と相談体制の充実が求められる。

- アンケート結果によると、広報誌「福祉かつらぎ」の発行や赤い羽根共同募金運動、無料法律相談など、協議会の多角的な取り組みが住民に広く認知され高く評価されています。現状の活動は一定の評価を得ていますが、さらなる発展が求められます。
- 住民の声では、福祉サービスに関する情報発信や気軽に相談できる窓口の充実、在宅生活を支援する体制の整備が求められています。今後は具体的な改善策を講じ、住民の安心感の向上を図る必要があります。
- 認知度の高さを背景に、現状の活動に加え、住民の多様なニーズに応えるための相談体制や情報共有の強化を進めることが求められます。地域においては、住民だけでの解決が難しい課題が増え、「住民と行政が相互に連携し、お互いに補完し合って解決したい」という声、地域活動やボランティア活動について、参加するための「情報やきっかけがない」という声、地域における災害時の備えとして、「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」「自力で避難することが難しい人の把握」が重要なこととして挙げられています。これにより、住民の声として、身近な地域での支え合いや助け合いの活動に前向きな一方、地域住民だけでは解決が難しく、地域の関係者や関係機関、行政を含めた協働による仕組みづくりを求める声が多くあります。社会福祉協議会の役割である「協働の仕組みづくり」を発展させていく必要があります。

3. 地域福祉に関する地区懇談会

(1) 各地域での懇談会の実施

かつらぎ町地域福祉計画の策定にあたり、住民から直接生の声を伺うとともに、地域福祉の担い手となる住民自身が、いま自分たちの住んでいる地域について語り合い、発表・共有し合うことで、かつらぎ町の地域福祉に参加していくきっかけとするために、地区懇談会を実施しました。

地区懇談会は、各公民館単位の地域で1回ずつ開催しました。5～10名程度のグループに分かれ、自分たちの住む地域のいいところ（長所）と改善したいところ（課題）を語り合い、5年後の理想の姿を描きました。そして、5年後の理想の姿を実現するため、自分たちの地域でできそうなこと（住民による主体的な取り組み）、行政の取り組み、共に考えること（協働すること）を検討しました。

住民と役場・社会福祉協議会の職員が率直な意見を交わし合い、「互助」・「共助」・「公助」のための関係づくりの場にもなりました。

地区名	日時	場所	参加住民数
花園地区	令和6年10月8日 19:00～20:30	花園公民館	7名
志賀地区	令和6年10月16日 19:00～20:40	志賀公民館	9名
新城地区	令和6年10月18日 19:00～20:30	新城公民館	19名
大谷地区	令和6年10月22日 19:00～20:30	大谷公民館	17名
見好地区	令和6年10月24日 19:00～20:25	見好公民館	25名
三谷地区	令和6年11月6日 19:00～20:30	三谷公民館	39名
四邑地区	令和6年11月8日 19:00～20:30	四邑公民館	15名
笠田地区	令和6年11月13日 19:00～20:30	笠田公民館	30名
妙寺地区	令和6年11月15日 19:00～20:30	妙寺公民館	63名
天野地区	令和6年12月18日 19:30～20:30	天野公民館	19名
四郷地区	令和7年1月22日 19:00～20:00	四郷公民館	30名

(2) 地域ごとの主な意見

花園地区



年に一人から二人で構わないから、若い世代に移住してきてほしい！

○5年後は……

御田舞は郷土の古典芸能として誇れるが、将来の担い手が心配だ。

30代の人に来てほしい。

○自分たちの地域でできそうなこと

ちょっとしたことをお互いに手伝うようにする。

○行政の取組

木を活かしてほしい。

○共に考えること

飲食できる場を作る。「おとな食堂」。

気軽に集まれる場所を作る。

志賀地区



気軽に集まって、住民同士で話し合える場を作れたらいいね。

○5年後は……

現状を維持したい。健康、車の運転など。

若い人が一人でもSNSで地域の情報を発信できるように。

○自分たちの地域でできそうなこと

パワースポットマップや写真映えスポットを作る。

農作物の売り込み、ブランド化。

○行政の取組

企業を誘致する。大学のキャンパスやコンビニ、ショッピングモールなども。

猪の駆除。

○共に考えること

農業法人を活性化させる。

神社の観光地化を図る。

新城地区



交通の便は良くなってほしいけど、通過されるだけだと困る。何とかしたいね。

○5年後は……

新城 BASE やおとな食堂などが続いているほしい。

耕作放棄地を何とかして、田畑を現状維持する。

○自分たちの地域でできそうなこと

地域の様々なノウハウを次の世代に伝えたい。

米を宣伝したい。

○行政の取組

都市部への PR

田畑や空き家対策に補助をしてほしい。鹿、猪の駆除に取り組んでほしい。

○共に考えること

人が通過するだけでなく、とどまる地域にする。

外出支援を地域みんなで協力したい。

大谷地区



地元愛を育みたい。それによって問題を解決していきたい。

○5年後は……

シニア世代も若い人も活躍できる場を作りたい。

生きがいある農業地域にしたい。

○自分たちの地域でできそうなこと

公民館活動を大事にする。シニア世代と若者世代との交流。

得意分野を生かしていろいろなサークルをつくる。

○行政の取組

買い物難民を解消する。

住宅取得を支援する制度を作る。

○共に考えること

空き家を無料で貸すなど活用する。

カフェの情報を発信するなど、PR 活動を積極的に行う。

見好地区



団塊の世代がほとんど。高齢化する住民の情報を地域が持っているようにしたい。

○5年後は……

若い人が来てくれて子どもの声が聞こえる活気のあるまちになってほしい。

一次産業の活発化。農業の法人化を実現したい。

○自分たちの地域でできそうなこと

リフォームなどの空き家対策で地域に若い人に来てもらう。

イベント等交流の場で年齢を問わずに交流できる機会を増やす。

○行政の取組

道路の整備、住居の提供、土地の提供、公園の整備などをする。

農業のブランド化、販売網の構築をする。

○共に考えること

果物などの特産品を使った新しい商品を開発する。

情報の発信

三谷地区



取りあえず現状を維持したいけれど、変える方法を話し合うのが大事だね。

○5年後は……

空き家を活用して移住者を受け入れたい。

道の駅などで農産物の産直販売を広げたい。

○自分たちの地域でできそうなこと

農業を続ける。

隣近所への声かけを欠かさない。

○行政の取組

ドア・ツー・ドアの交通手段を確保してほしい。

農業をしたい人に来てもらうために猪や害虫を駆除する。

○共に考えること

休耕地や山間地を活用した産業を起こす。

税金を優遇してスーパを誘致する。

四邑地区



最低限、今の状態を保っていたい。
若い人に増えてもらうには、営農
支援や人材斡旋も必要。

○5年後は……

少しでも人が増えたら
よい。若い人が増
えてほしい。

農林業の後継者が増
えてほしい。

○自分たちの地域でできそうなこと

新顧客を増やして収
入を増やす。ぶどう
栽培など。

先進地の意見を知る
機会を探す。

○行政の取組

新庁舎にシェアハウ
スを作ってほしい。農
林業体験をしてもら
えるように。

住むところがない。
町営住宅などがほし
い。

○共に考えること

それぞれの地域で特
色を生かした活性化
モデルを考える。

働く場所を増やす。

笠田地区



祭りなどで高齢者と若者のつな
がりを深めたい。

○5年後は……

子どもたちも高齢者
も社会に関わって元
気で居られるように。

区民全員が町内会に
加入しているように
したい。災害時のこと
も考えて。

○自分たちの地域でできそうなこと

集いを開くなどして、
おしゃべりする場を
作る。笑いが絶えな
いかつらぎ町に。

防災意識を高めるこ
とで町内会全員加入
を図る。

○行政の取組

サロン事業をさらに
充実させてほしい。

子育て世代が入って
きやすいように、団
地のあり方を考えて
ほしい。

○共に考えること

自分たちが年をとっ
たあと畑をどうする
かを考える。

自治区や町内会の役
員、民生委員のなり
手の対策を考える。

妙寺地区



保育所を増やしたり授業料を無料化したりして、若い世代の定住を促したいね。

○5年後は……

子供の笑い声が聞こえるまちになってほしい。

高齢化がもっと進む。若い世代が増えてほしい。

○自分たちの地域でできそうなこと

祭りなどの場を活用して、子供は地域で守るという意識を高める。

高齢者のおしゃべりの場として集会所を定期的に開放する。

○行政の取組

デマンドタクシーの停留所を増やしてほしい。

町内会、PTA で地域貢献活動をした人にポイントを与えるなどしてほしい。

○共に考えること

地域の中でお金がまわるように。

住み良い町の PR をする。マラソン大会などの独自のイベントも。

天野地区



農機具のレンタルや農業の指導をするなどして、農業経験を継承したい。

○5年後は……

高齢化で農業の後継者が少ない。耕作放棄地が増えてくる。

天野小学校の復活。コラボして高齢者の居場所へ。

○自分たちの地域でできそうなこと

地元の人が、移住者を受け入れる体制を継続する。

一人暮らし高齢者に対して日常的な声掛けをする。

○行政の取組

空き家がないため、移住者のための町営住宅を用意してほしい。

獣害対策をしてほしい。

○共に考えること

農産物のブランド化や農業の法人化で農業の活性化を図る。

農作物の販売など、仕事の場づくりや高齢者の居場所、送迎を考える。



祭りなど良い文化は維持するためにやり方を変えていく必要がある。

○5年後は……

魅力発信で、移住者
ゲット！

良い文化(伝統)を残
す。古いしきたりを減
らす。

○自分たちの地域でできそうなこと

残すべきものは残
す。切るべきものは
切る。やり方を変え
る。

地域の役を簡素化す
る。

○行政の取組

移住者のために水道
を整備する。

広報発信する。

○共に考えること

生活道路の整備

移動販売や車の乗り
合わせの仕組みを考
える。

第 3 章 計画の目指す方向性

1. 基本理念と基本目標

「第5次かつらぎ町長期総合計画」では、町の将来像を「みんなが住みやすく 笑顔と活気あふれる かつらぎ町」とし、地域福祉に関わる分野では「地域 みんなが、なかよく支え合い、いきいきと活発な地域共生社会の実現」を目指す姿に掲げ、かつらぎ町に暮らす一人ひとりの住民が互いに支え合う地域福祉の確立を目指しています。

かつらぎ町では、丹生都比売神社の祭事や地域の伝統行事を通じて培われてきた住民同士の絆を基盤に、古くから近所付き合いや声かけ、見守りなどの相互扶助の文化が根付いています。この「文化と伝統」に基づく住民同士の支え合いの実践は、地域福祉の重要な基盤となっています。また、社会福祉協議会は、制度の枠組みにとらわれることなく、一人ひとりの生活状況や思いに寄り添う「目配り・気配り・心配り」の精神で、きめ細かな支援活動を展開しています。しかし、高齢化や人口減少が進む中で、これまでの住民同士の支え合いの仕組みを維持・発展させていくことが課題となっており、伝統的な地域のつながりと専門的な福祉サービスを効果的に組み合わせた、新しい形の地域福祉の構築が求められています。

以上の考え方を踏まえつつ、本計画の基本理念を「自分の居場所で自分らしく 一人ひとりの暮らしと文化を大切にする地域づくり」とします。また、基本理念の実現に向け、重層的支援の考え方を念頭に置いて、三つの基本目標を設定します。この基本理念・基本目標のもと、住民をはじめ、行政機関や専門機関、関係団体、企業等、多様な主体が、世代や分野を超え相互につながり、それぞれの特性を生かしながら協力し支え合いながら暮らすことができる地域づくりの実現を目指します。

基本理念

自分の居場所で自分らしく
一人ひとりの暮らしと文化を大切にする地域づくり

3つの基本目標



【基本目標1】
一人ひとりに寄り添い見守る
地域づくり

【共通の視点】
災害時に
一人も見逃さない
地域づくり

【基本目標3】
支え合い助け合いの
地域づくり

【基本目標2】
地域で活躍できる
居場所と出番づくり

2. 数値目標

「第5次かつらぎ町長期総合計画」において、地域福祉社会の形成に関して、次の数値目標が示されています。

目指す値	令和4年度	令和9年度	令和17年度
地域福祉社会の形成に対する住民満足度(%)	11.8 ^{※1}	13.0	19.8
地域見守り協力員数(人) ^{※2}	12	25	50
ボランティア連絡協議会等登録数(団体) ^{※3}	44	44	44
ひきこもり講演会回数(回) ^{※4}	0	1	1

※1 「第5次かつらぎ町長期総合計画」策定のために実施されたR4住民アンケート「支え合う地域福祉社会の形成」における「満足」及び「やや満足」と回答した人の割合。

※2 地域の実情に応じて、住民が安全・安心に暮らすことのできる社会づくりのために、必要とする地域にボランティアとして協力員を置き、日常生活で心配な高齢者等のさり気ない見守りを行う。

※3 町内のボランティアのつながりを強め、相互の情報交換と、交流学习を深めることにより、ニーズの変化に対応できるボランティア活動の普及拡大を図ることを目的として、賛同するボランティア団体及び個人で組織している協議会。

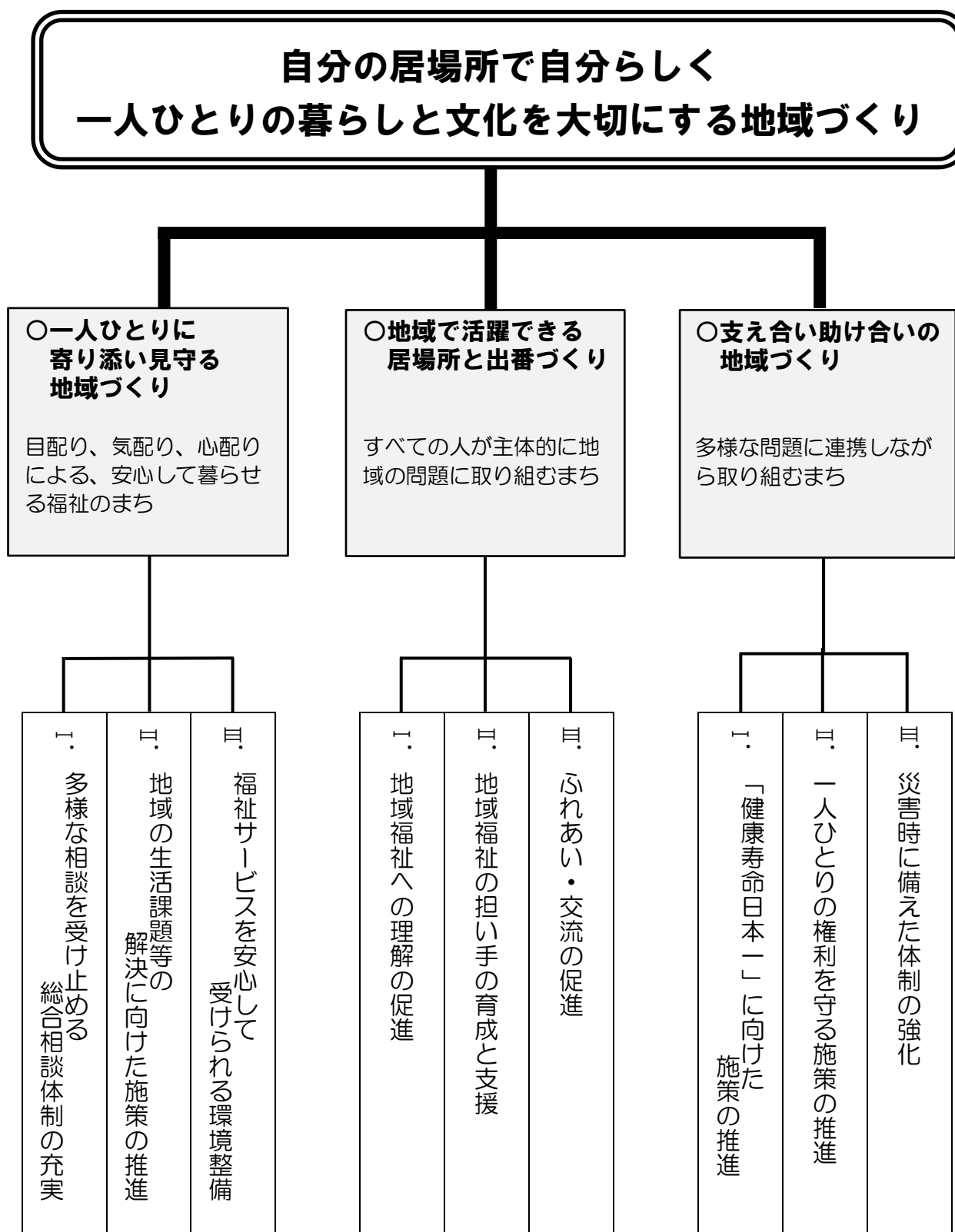
※4 ひきこもりについて考え、理解を深めるとともに、当事者や家族が社会へつながるきっかけとなるために実施する講演会。

この長期総合計画に基づき、本計画の計画期間において、次の数値目標を目指します。

目指す値	令和9年度	令和11年度
地域見守り協力員数(人)	25	31 [※]
ボランティア連絡協議会等登録数(団体)	44	44
ひきこもり講演会回数(回)	1	1

※ 線形補間及び政策目標達成ペースに基づく推計

3. 施策体系



※「再犯防止推進計画」を、「地域で活躍できる居場所と出番づくり」の「Ⅰ. 地域福祉への理解の促進」の中に、「成年後見制度利用促進基本計画」を、「支え合い助け合いの地域づくり」の「Ⅱ. 一人ひとりの権利を守る施策の推進」の中に位置付けます。

第4章 計画の推進

基本目標1 一人ひとりに寄り添い見守る地域づくり

目配り、気配り、心配りによる、安心して暮らせる福祉のまち

I. 多様な相談を受け止める総合相談体制の充実

現状と課題

住民アンケート調査では、「地域活動やボランティア活動を広げていくために必要なことは」という問いに対して、「気軽に相談できる窓口を設置する」という意見が35.7%と示されており、地区懇談会においても「祭りなどで高齢者と若者のつながりを深めたい」や「地域の様々なノウハウを次の世代に伝えたい」との意見が出されています。

このような意見から、住民が自らの身近な生活課題を気軽に相談できる窓口の充実を図り、必要な時にはすぐに対応できる体制を整えていく必要があります。

住民からの声

- どの窓口で何を受け付けているのかわかりにくい。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
【新規】 各相談支援体制の連携を強化する事業・取り組みの追加検討	◇多様な相談内容に応じるため、各課の窓口において相談に応じる職員の能力の向上を図っていきます。 ◇自殺予防対策について、相談窓口の職員の能力向上や専門機関との連携を図ります。 ◇生活困難な方に対して相談支援を行います。
地域包括ケア体制の構築（保健・医療・介護・福祉の連携強化、情報の共有についての体制づくり）	◇健康相談・栄養指導・運動指導・リハビリ相談を実施することにより、生活習慣の改善や疾病予防・機能維持改善を図ります。 ◇医療と保健及び福祉の関係機関の連携を推進します。
住民相談を受ける多様な相談窓口の開設	◇地域の身近なところで活動している民生委員・児童委員・母子保健推進員・食生活改善推進員・健康推進員の方や、その仕事内容を周知します。
地域包括支援センター	◇高齢者の暮らしの相談窓口として、介護・福祉・保健・医療などの相談に、保健師・主任介護支援専門員（ケアマネジャー）・社会福祉士・認知症地域支援推進員などの専門スタッフが支援します。

取り組み名	取り組みの内容
こども家庭センター	◇妊産婦、子育て世帯、こどもを対象にこども家庭センター「SUKU2（すくすく）」において、関係機関と連携し包括的な支援を行います。
地域子育て支援センター	◇子育て支援の情報提供に努めるとともに、子育て家庭が必要な支援を受けられるよう、多様なニーズに応えるためのサービスの充実を図ります。
児童虐待通告、相談窓口の設置	◇児童虐待、高齢者虐待、障害者虐待、DV（ドメスティックバイオレンス）、について、住民や地域・関係団体から寄せられた情報に対して、関係機関と連携して迅速に対処します。
子どもの発達相談事業	◇子どもの発達についての心配や対応に関して、専門家による子どもの様子を見て観察・発達確認により、適切なアドバイスを行います。
障害者相談支援事業・障害者基幹相談支援センターの設置	◇障害者の方やその保護者、介護者などからの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護などのために必要な援助を行います。
民生委員・児童委員活動	◇地域の身近なところで活動している民生委員・児童委員の活動内容を周知します。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
ふくし何でも相談	◇日常生活上のあらゆる相談に応じる福祉総合相談窓口としての機能を果たします。	充実
無料法律相談	◇住民の日常生活上における法的トラブルに対して、気軽に相談できる窓口としての役割を果たします。	継続
生活困窮世帯の相談	◇社会的に孤立・経済的に孤立している、または、するおそれのある人、権利擁護を必要としている人の相談に応じ、生活再建を目標にアプローチをし続けます。	継続
権利擁護に関する相談	◇権利擁護センターほっとサポートかつらぎを設置し、意思決定支援と権利侵害の回復支援に取り組みます。	継続
高齢者の暮らしや認知症に関する相談	◇地域包括支援センター事業を受託し、介護・福祉・保健・医療、認知症などの相談に専門スタッフが対応します。 ◇花園支所において高齢者生活福祉センター事業を受託し、住居・生活・移動に関する相談に対応します。	継続
地域活動・ボランティア活動に関する相談	◇ボランティアセンターとしての役割を周知し、自身の得意を生かして、できる時にできる人ができることに取り組めるよう支援します。	継続
【新規】身近な地域における相談支援	◇福祉サービス事業所や民生委員・児童委員、ボランティア団体、老人クラブ、障害（児）者の団体など、関係団体との連携を強化し、情報共有や相談を行います。	実施

Ⅱ. 地域の生活課題等の解決に向けた施策の推進

現状と課題

住民アンケートの結果、日常生活における課題の解決方法について「住民と行政が相互に連携し、お互いを補完し合って解決したい」という意見が44.2%と最も高く、地区懇談会でも「現状維持だけでなく、将来的な変革に向けた話し合いが必要」といった意見が出され、行政と住民がより密接に協働して地域の生活課題に取り組む必要性が浮き彫りになっています。

福祉サービスの情報提供は、住民と行政を結び、住民が必要な支援を円滑に受けるための基盤として位置付けられます。町の「広報かつらぎ」やホームページ、社会福祉協議会の「福祉かつらぎ」などを通じて、最新情報を発信する体制の充実が求められます。

加えて、高齢者や一人暮らし世帯が今後ますます増加する中で、医療、健康づくり、介護といった基本的な福祉サービスの充実だけでなく、高齢者の日常生活を維持するための移動手段の確保、公共施設のバリアフリー化などの課題もあります。こうした現状と将来的なニーズを踏まえ、行政と住民が連携した取り組みを行うとともに実効性のある支援策を展開することが重要です。

住民が最新の福祉情報を簡単に入手し、安心して必要なサービスを受けられる環境整備を進めるとともに、地域全体で助け合い支え合う体制を構築し、地域の生活課題の解決に向けた施策を推進していきます。

住民からの声

- 自宅から近くの所は雑草が生い茂っている。
- 移動販売の拡張は検討の余地があると思う。
- 中学校までのバスがほしい。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
地域包括ケア会議	◇高齢者等の多様なニーズに対し、保健、医療、介護及び福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や地域課題について検討します。

取り組み名	取り組みの内容
地域福祉計画・地域福祉活動計画概要版の周知	◇福祉サービスについての情報を、「広報かつらぎ」やかつらぎ町のホームページなどを通じて、わかりやすく提供します。 ◇概要版の配布を通じて本計画の周知を図り、かつらぎ町の地域福祉の考え方を普及します。
生活支援体制整備事業 (協議体・生活支援コーディネーターの設置)	◇地域福祉という概念だけでなく、その意義や目的をさらに詳しく説明し、意識啓発を進めます。 ◇生活支援コーディネーターによる地域の社会資源の掘り起こしやネットワークづくりを推進します。
地域公共交通網の充実	◇公共交通空白地帯の解消や交通弱者の移動手段の確保に努めます。 ◇身近な場所への移動手段が問題となる住民に対して、自転車に代わる移動手段としてマイクロモビリティなどの実用性と安全性を検証し、利便性を図る取り組みを進めます。 ◇交通弱者の方の利用ニーズに合わせた移動手段が提供できるよう、様々な交通手段の検討を行います。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
福祉かつらぎによる情報発信	◇「福祉かつらぎ」は、毎月の発行によって、社協の活動や福祉に関わる情報を発信します。	充実
目が不自由な方への情報提供	◇「朗読山びこ」や「点字サークルあすなろ」の協力を得て、音声や点字での広報を作成し、情報を提供します。	継続
ホームページによる情報発信	◇職員がリアルタイムで更新できるシステムとなるよう検討します。	充実
S N S による情報発信	◇日々の活動を職員がリアルタイムで発信し、活動内容の周知に努めます。	充実
チラシやポスターの活用	◇個々の事業内容や取り組みが一目でわかり、インパクトのあるチラシやポスターを作成し、活動を発信します。	継続
関係団体との連携による発信	◇情報が届きにくい方には、関係団体の会合や研修会の場を生かし、情報を発信する仕組みをつくりまします。	継続

Ⅲ. 福祉サービスを安心して受けられる環境整備

現状と課題

福祉サービスに対する住民の関心は前回に比べ「とても関心がある」という回答が 9.9 ポイント減少し、「あまり関心がない」という回答が同じく 9.9 ポイント増加している状況です。また、「社会福祉協議会が行う活動・支援で充実してほしいもの」では、「福祉サービスに関する情報発信の充実」が 38.4%と最も多く、成年後見制度の認知度について「よく知らないが聞いたことがある」(27.8%)と「知らない」(27.6%)を合わせると 55.4%と過半数を占めています。「成年後見制度の利用促進のために重要なこと」では、「制度の周知・広報活動の充実」(41.9%)や「相談窓口・相談体制の充実」(39.6%)、「手続きの支援などの負担軽減」(32.8%)が必要とされています。

また、地区懇談会では「シニア世代も若い人も活躍できる場を作りたい」といった意見が出るなど、福祉サービスを安心して受けられる環境の整備が求められています。

これらの課題に対し、福祉サービスの利用促進及び情報の提供を強化することで、住民が安心して支援を受けられる環境を整備していきます。

住民からの声

- 自立支援医療費の 1 割負担を無償化してほしい。
- 住民がこまめにゴミを出せるようになれば、ごみ屋敷などに陥る家庭が減ると思う。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
地域見守り協力員制度	◇民生委員・児童委員や社会福祉協議会、地域見守り協力員、地域で活動する団体などが協力し、見守り活動が行えるよう支援します。
緊急通報システム	◇一人暮らし高齢者などで身体病弱により、常時注意を要する方に緊急通報システムを設置し、緊急時の連絡手段を確保します。
生活支援事業	◇高齢者の一人暮らしや認知症の方の増加を踏まえ、様々な生活支援（見守り、配食などの生活支援や財産管理などの権利擁護）サービスを推進します。

取り組み名	取り組みの内容
権利擁護事業	◇認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の権利を守るために成年後見制度の利用促進を行います。 ◇判断力が低下された方の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりすることにより、本人を保護・支援します。
配食サービス	◇高齢者の一人暮らしや認知症の方の増加を踏まえ、見守りを兼ねた配食サービスを推進します。
地域包括ケア会議（再掲）	◇高齢者等の多様なニーズに対し、保健、医療、介護及び福祉のサービスが包括的かつ継続的に提供されるよう、地域における多様な社会資源を総合的に調整し、困難事例や地域課題について検討します。
地域ケア個別会議	◇介護サービス関係者や専門職が集まり、困難事例等の個別ケースの支援内容を検討します。 ◇地域ケア個別会議を開催することで、介護サービスの内容について適切な指導などを行います。 ◇地域支援ネットワークの構築を行うとともに高齢者等の自立支援に資するケアマネジメント支援を行い、地域課題の把握を行います。
橋本・伊都地域自立支援協議会	◇障害福祉サービスについては、橋本・伊都地域自立支援協議会の中で協議しながら、研修等を行うことでサービスの向上に努めます。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
成年後見利用促進に係る中核機関の一部受託	◇判断能力が不十分な人の困りごとに対応します。 ◇意思決定支援と権利侵害の回復支援に取り組みます。 ◇分野を超えてその人にあった暮らしを応援します。	充実
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）	◇判断能力が不十分な高齢者や知的障害者、精神障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。	充実
日常生活金銭管理等事業	◇高齢者や障害者で、判断能力はあるが安定した生活のために継続的な相談支援が必要な方に対して、福祉サービス利用援助事業に準じたサービスを行います。	継続
成年後見制度への対応	◇判断能力の低下により福祉サービス利用援助事業での支援が困難であるケースなどについて、法人として成年後見人の役割を担います。	継続

取り組み名	取り組みの内容	方向性
資金貸付制度 ・生活福祉資金貸付制度 ・民生金庫貸付制度	◇低所得者・高齢者・障害者世帯に対して、審査の上で資金の貸し付けと、必要な援助を行います。	継続
配食サービス (まごころ弁当)	◇民生委員やボランティアの協力により、弁当を調理・配達し、利用者の安否を確認することで見守り体制の充実を図ります。	継続
友愛電話	◇月に一回ボランティアの電話により、安否確認や日常生活での不安や気になっていることの相談に応じます。	継続
関係団体との連携	◇各々の団体において友愛訪問や見守り活動に取り組めるよう支援します。	継続
居宅介護支援事業	◇介護保険サービスとして、ケアマネジャーがケアプランを作成し、適切な訪問介護や通所介護などが受けられるよう支援します。	継続
訪問介護事業	◇花園地域において、介護保険サービス・障害福祉サービスの事業者として、在宅での生活を支援します。	継続
通所介護事業	◇花園地域において、介護保険サービスの事業者として、在宅での生活を支援します。また、利用者と地域の方との交流により、地域内でのふれあいを図ります。	継続
高齢者生活福祉センター事業	◇社会的孤立感の解消や心身機能の維持・向上を図るため、通院や買い物のための移送サービス、一人暮らし高齢者のための弁当の配食、虚弱な高齢者のための住居の提供などを行います。	継続
福祉サービスに関する苦情解決体制	◇苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を設置し、苦情や意見の収集と対応を重ね、サービスの改善に役立てます。	継続
社会福祉士実習の受け入れ	◇福祉への道を志す学生が、かつらぎ町の地域福祉活動を知り、興味を持ち、将来的にかつらぎ町の福祉に貢献する人材を育成します。	継続

基本目標2 地域で活躍できる居場所と出番づくり

すべての人が主体的に地域の問題に取り組むまち

I. 地域福祉への理解の促進

現状と課題

住民アンケート調査の結果、過去5年以内の地域活動・ボランティア活動経験者は、前回調査で「ある」と答えた回答が55.0%で今回が37.9%と大幅に減少しており、とりわけ10歳代から30歳代においては活動経験がないという回答が7割以上という現状があります。地区懇談会では「シニア世代も若い人も活躍できる場を作りたい」といった意見が出され、全世代が福祉に関心を持ち、互いに支え合う地域づくりのためには、まず地域福祉への理解を深める必要があります。

福祉の重要性に関する啓発や情報発信の充実を図ることで、すべての住民が地域福祉の意義を認識し、積極的な参画を促進します。

【再犯防止推進計画】

全国の刑法犯の認知件数は、平成8年から毎年戦後最多を更新して、平成14年には約285万4千件にまで達していたが、平成15年から減少に転じて以降、年々減ってきており令和3年には、約56万8千件となりました。しかし一方で、再犯率は近年上昇傾向にあり、令和2年では49.1%をピークに若干の減少はあるものの横ばいの傾向にあり、令和5年では47.0%となっています。

罪を犯す人には様々な背景があり、貧困や差別、孤独などの生きづらさが影響している人もいます。また刑期を終えて出所しても、住居や就労先がなく生活が成り立たないことや、高齢で身寄りがいない、福祉的な支援が必要にも関わらず適切な支援を受けられていないことなどから、再び犯罪に手を染める人が多い状況です。

再犯を防止するために、社会復帰をするための支援と地域社会が受け入れる体制づくりが重要です。

また、犯罪を行った者だけでなく、誰一人として地域社会の中で孤立させることなく、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

住民からの声

- かつらぎ町のLINEを入れているが、日々進化していて驚いている。どんどん使いやすくなるのはうれしい。
- 費用の問題よりも、子ども・高齢者・誰もが簡単に情報を入手できる優しく親切的な行政を行ってほしい。

- デマンド型乗り合いタクシーのくわしい情報などを、広報でも繰り返し知らせてほしい。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
人権啓発活動の推進	◇一部の福祉サービスの説明だけにとどまらず、さらに多くの分野にわたる内容の周知を検討します。 ◇若者支援、ひきこもり支援を関係機関と連携し、実施します。
人権教育の推進	◇若い世代が参加できるように、曜日や時間帯などに配慮した講座の開設を検討します。
介護技術講習会の実施	◇高齢者や障害者の家族介護者が集い、介護技術や認知症について学び、悩みや不安について語り合える場を企画します。
人権啓発推進本部	◇かつらぎ町人権啓発推進本部が中心となり、人権教育に関する研修会等への積極的な参加を住民に働きかけます。
懇談会、講演会	◇認知症サポーター養成講座を開催し、住民に参加を求めます。 ◇子どもの健全育成や子育て不安の解消に向けた講演会などを企画します。 ◇こころの健康づくりや精神疾患への理解について講演会を開催し、こころの健康や疾患についての理解を深めます。
【新規】 合理的配慮の促進	◇情報の提供に際しては、大きな文字の使用やわかりやすく、平易な文章を使用するなど、どんな人にもしっかりと理解してもらえるように工夫します。 ◇年齢や障害の有無にかかわらず、すべての住民が平等に情報を得ることができるよう、情報のバリアフリー化に努めます。
【再犯防止推進計画】 再犯防止の促進	◇就労や住居の確保の取組を支援します。 ◇保健医療や福祉サービスなどの利用促進を図ります。 ◇社会を明るくする運動を通じて、地域での再犯防止に関する広報・啓発活動を推進します。 ◇保護司会、更生保護女性会などの更生保護関係団体の活動の支援及び連携を図ります。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
赤い羽根共同募金 歳末たすけあい募金	◇赤い羽根共同募金や歳末たすけあい募金の活動を通じて、福祉活動への理解の促進を図っていきます。	継続
社会を明るくする運動	◇地域における犯罪や非行を防止するとともに、罪を犯した人たちの更生を地域の中での支え合いを推進していきます。	継続

取り組み名	取り組みの内容	方向性
地区懇談会の実施	◇地域の中で気軽に話し合える機会を継続的に開催し、地域福祉活動への理解と地域のつながりづくりを支援します。	継続
合理的配慮研修会	◇障害のある人の生活や人生、生きづらさや生きやすさを地域の人みんなで考え、「合理的配慮」とはどのようなことか、お互いさまのまちづくりについて考える機会を増やします。	継続
恒久平和の実現	◇戦没者追悼式の開催支援や遺族会活動の支援を通じて地域住民が平和について考え、地域のつながりときずなを深める機会をつくります。	継続

Ⅱ. 地域福祉の担い手の育成と支援

現状と課題

若い世代を中心とした地域福祉の担い手の育成及び支援が喫緊の課題です。現状、若者の活動参加の割合が低い背景には、「仕事や家事などで忙しく時間がない」(39.0%)という理由や、「情報が入ってこない」(25.6%)、「きっかけがない」(25.4%)という現状があります。

地区懇談会でも、「地域の様々なノウハウを次の世代に伝えたい」といった意見が出ています。

これらを受け、若い世代が積極的に参加できる環境を整え、次世代を担う人材の育成と地域福祉に関する支援体制の充実を推進します。

住民からの声

- 町内会に加入していない家庭が増えている。
- 町内会への参加に興味はあるが永続的に参加できるのか不安が大きい。部分参加型の自治会活動も認めていただけるとありがたい。
- 配食サービスのボランティアの高齢化が進んでいる。対策が必要ではないか。
- 移住して来てくれる方達を求めるのであれば、もっと娯楽を楽しめるような所を増やしていく必要がある。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
学校におけるボランティア活動	◇学校での総合学習やボランティア活動など、子どもや若年層に向けた取り組みと協力し、地域活動への参加を呼び掛けます。
いきいきサロン事業	◇住民がふれあいを通じて仲間づくりの輪を広げ、高齢者の閉じこもり防止を図り、社会参加促進の拠点となり、気軽に集える憩いの場を自主的に運営します。 ◇サロン活動によって、高齢者の要介護状態への進行を予防し、生きがいとなるよう進めます。
手話教室の充実	◇手話奉仕員養成講座を開催します。
生活支援体制整備事業 (協議体・生活支援コーディネーターの設置)(再掲)	◇地域福祉という概念だけでなく、その意義や目的をさらに詳しく説明し、意識啓発を進めます。 ◇生活支援コーディネーターによる地域の社会資源の掘り起こしやネットワークづくりを推進します。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
ボランティアセンター事業	◇ボランティア活動に関する情報の提供や相談に応じるとともに、ボランティアの登録者・登録団体の増加を図り、地域福祉の担い手を増やしていきます。また、地域におけるボランティア活動の普及や活動に対する支援に取り組みます。 ◇ボランティア活動への参加、または依頼の相談を受け付け、町内の福祉サービスのコーディネーターの役割を果たします。	継続
児童・生徒への福祉教育の推進	◇小・中学校、高等学校での人権啓発や学習会を通じて、将来的な地域福祉の担い手の育成に取り組みます。 ◇学校におけるボランティア活動助成金を活用しボランティア活動の機会につなげます。 ◇児童・生徒の体験学習としてボランティア活動普及パンフレットを整え、学習機会を提供します。	継続
一般住民への福祉教育の推進	◇ボランティア活動や介護に関する知識など、住民が必要とするサービスを自ら学び、身につけるための学習機会を提供します。	継続
ボランティア体験事業	◇いつでも、どこでも、誰でも気軽に、ボランティア活動のきっかけづくりの機会を提供し、新たな担い手の確保を図ります。	充実
ちょっとサポート事業	◇制度では対応しきれないちょっとした困りごとを、地域の人々の助け合い活動によって解決を目指します。	継続
生活支援コーディネーター業務の受託	◇サロンや身近な集まりなど地域にある居場所や活躍できる場を把握します。 ◇週1回以上の通いの場の確保を目指します。	充実

Ⅲ. ふれあい・交流の促進

現状と課題

多世代及び多様な人たちが交流することによる相互理解や協力関係の構築が重要です。地区懇談会では、「祭りなどで高齢者と若者のつながりを深めたい」や「イベント等交流の場で年齢を問わずに交流できる機会を増やす」といった具体的な提案が出されており、住民同士がふれあう場の創出が強く求められています。

今後は、地域活動の情報発信の充実や、気軽に集まれる公民館活動などを通じて、住民同士が意見交換を行い、支え合いながら地域の課題に取り組む基盤を作っていきます。

住民からの声

- 子どもが安全に遊べる場所が少ない。
- 笠田高校の「認知症カフェ」まったりカフェに感動した。これを学生がマネジメントできるよう、経営センスの訓練になるよう、深化させたら素晴らしい。
- 最近、地域住民の集いが少なくなっている。大きな公園をつくってほしい。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
各地区公民館事業	◇地域の社会教育・生涯学習活動の拠点として、町民の自主的な活動の促進や教育文化の向上、心身共に健康で生きがいのある毎日を過ごせるよう、各種講座、教室、サークルの育成などの事業を実施します。 ◇行事やイベントを行うにあたって、より多くの住民が参加できるような工夫をするように努めます。また、若い人や親子で参加できるイベントの企画に努めます。
暮らしのガイドブックの発行	◇暮らしのガイドブックを発行し、かつらぎ町での暮らしに役立つ情報を紹介します。
いきいきサロン事業 (再掲)	◇住民がふれあいを通じて仲間づくりの輪を広げ、高齢者の閉じこもり防止を図り、社会参加促進の拠点となり、気軽に集える憩いの場を自主的に運営します。 ◇サロン活動によって、高齢者の要介護状態への進行を予防し、生きがいとなるよう進めます。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
ふれあい活動の支援	◇町内で世代や立場、障害の有無などを超えた交流・ふれあいの機会を提供する団体に対して助成を行い、こうした機会の増加を図ります。	継続
高齢者の健康・生きがいづくり	◇老人福祉大会の開催や老人クラブ連合会活動の支援・連携に取り組むことで、高齢者の健康づくりや、生きがいづくりに取り組みます。	継続
障害（児）者の社会参加	◇障害（児）者の健康づくり・生きがいづくりに取り組み、積極的に外に出て行く機会を図ります。	継続
若者の社会参加	◇不登校、未就労者の居場所づくりを図ります。 ◇NPO法人よりみち、よつ葉福祉会など関係団体との連携により生活課題を共有し、居場所づくりに努めます。	継続
寄り添いサロン	◇人とのつながりが苦手な方や生活力が弱い方など、地域で安心して暮らせるチカラを自ら高めていくことを大切に調理や外出など社会的経験を通じて、自ら気づくキッカケを支援します。	継続

基本目標3 支え合い助け合いの地域づくり

多様な問題に連携しながら取り組むまち

I. 「健康寿命日本一」に向けた施策の推進

現状と課題

住民アンケート調査では、保健・医療（健康づくりなど）に対する関心が65.4%と高く、健康づくりに対する取り組みが求められています。地域での健康促進や在宅生活を支える福祉サービスの充実を通じて、住民が健康寿命の延伸を実現できる環境づくりを推進していくとともに、健康寿命日本一を目指す具体的な施策の展開が重要です。これにより、住民一人ひとりが自立した生活を送り、地域の中で貢献できる環境を整備します。

住民からの声

- 骨髄バンクに登録しようか迷っている。町から金銭的なサポートがあると有り難い。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
老人クラブ育成補助事業	◇関係団体との連携を図りつつ、誰もが気軽にできる生涯スポーツの普及によって、健康づくりの普及に努めます。
いきいきサロン事業 (再掲)	◇住民がふれあいを通じて仲間づくりの輪を広げ、高齢者の閉じこもり防止を図り、社会参加促進の拠点となり、気軽に集える憩いの場を自主的に運営します。 ◇サロン活動によって、高齢者の要介護状態への進行を予防し、生きがいとなるよう進めます。
介護予防の推進事業	◇65歳以上の高齢者を対象に、介護が必要となる状態を予防することを目的とした運動や教室、講演会などに取り組みます。
各種検診・教室・相談事業	◇特定健診やがん検診などを実施します。 ◇検診後の保健指導、各種教室などにより、疾患の早期発見・重症化予防に努めます。 ◇関係団体（母子保健推進員・食生活改善推進員）及び健康推進員と連携を図りつつ、各種検診の受診を推進し、健康増進に取り組みます。

取り組み名	取り組みの内容
認知症対策の推進	◇高齢者や障害者に対する理解を深めるため、地域住民との交流の機会の充実を図ります。 ◇シルバー人材センターを活用し、高齢者の生きがいをづくりと社会参加の促進を図ります。 ◇講演会などのイベントを通じて、心のバリアフリーの促進を図ります。 ◇公共施設のバリアフリー化、心のバリアフリーの理解を推進します。
【新規】 地域包括ケア体制の構築 （保健・医療・介護・福祉 の連携強化、情報の共有に ついての体制づくり）（再 掲）	◇健康相談・栄養指導・運動指導・リハビリ相談を実施することにより、生活習慣の改善や疾病予防・機能維持改善を図ります。 ◇医療と保健及び福祉の関係機関の連携を推進します。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
高齢者の健康・ 生きがいをづくり （再掲）	◇老人福祉大会の開催や老人クラブ連合会活動の支援・連携に取り組むことで、高齢者の健康づくりや、生きがいをづくりに取り組みます。	継続
居宅介護支援事業 （再掲）	◇介護保険サービスとして、ケアマネジャーがケアプランを作成し、適切な訪問介護や通所介護などが受けられるよう支援します。	継続
訪問介護事業 （再掲）	◇花園地域において、介護保険サービス・障害福祉サービスの事業者として、在宅生活を支援します。	継続
通所介護事業 （再掲）	◇花園地域において、介護保険サービスの事業者として、在宅生活を支援します。また、利用者と地域の方との交流により、地域内でのふれあいを図ります。	継続
高齢者生活福祉 センター事業 （再掲）	◇社会的孤立感の解消や心身機能の維持・向上を図るため、通院や買い物のための移送サービス、一人暮らし高齢者のための弁当の配食、虚弱な高齢者のための住居の提供などを行います。	継続

Ⅱ. 一人ひとりの権利を守る施策の推進

現状と課題

福祉サービスに対する関心の低下と共に、住民が必要な支援を十分に受けられていない現状が見受けられます。特に、高齢者に関する事柄が 68.5%と高い関心を示している反面、成年後見制度については「少し知っている」が 31.1%、「よく知らないが聞いたことがある」と「知らない（この調査で知った）」を合わせ 55.4%と半数以上になっていることから、個々の権利を守るための制度の周知が急務です。

地区懇談会でも、「高齢化する住民の情報を地域が持っているようにしたい」といった意見が出され、制度の周知・広報活動の充実、相談窓口の整備・相談体制の充実、及び手続き支援の負担軽減（それぞれ 41.9%、39.6%、32.8%）が求められています。これらの施策を通じ、住民一人ひとりの権利を守る取り組みを強化します。

住民からの声

- 成年後見制度は、後見人等が選任されたら途中でやめられないなどいろいろな問題のある制度だと思う。制度の利用を安易に促進するのではなく、課題点も細やかに説明してくれる相談体制を作ってほしい。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
児童虐待通告、相談窓口の設置（再掲）	◇民生委員・児童委員、関係機関と連携し、子どもや高齢者、障害者への虐待や暴力の防止の啓発をするとともに、虐待や暴力を早期に発見し、適切な対応につなげることができる取り組みを推進します。
要保護児童対策地域協議会の開催・専門専任の家庭児童相談員配置	◇子どもの貧困対策として、対象となる世帯への相談支援や就労支援をはじめとした支援を進めていき、教育・就労・社会参加の機会確保を図ります。
権利擁護事業（再掲）	◇認知症や知的障害・精神障害により財産管理や日常生活に支障がある人の権利を守るために成年後見制度の利用促進を行います。 ◇判断力が低下された方の意思を尊重し、本人の心身の状態や生活状況に配慮しながら、本人に代わって財産を管理したり必要な契約を結んだりすることにより、本人を保護・支援します。

取り組み名	取り組みの内容
生活困窮者支援事業	◇生活保護に至る前の段階で、生活困窮状態から脱却するための就労相談や生活費の貸付等、生活困窮者の自立を支援します。
【成年後見制度利用促進基本計画】 成年後見制度利用促進事業	◇日常生活の支援などを行う権利擁護事業の周知を図ります。 ◇成年後見制度利用促進に係る中核機関が中心となり、成年後見制度が必要な人を適切な支援につなげられるよう地域連携体制を構築するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
生活困窮世帯の早期発見・早期対応	◇民生委員・児童委員をはじめ、関係機関・団体が、それぞれの活動現場で、生活困窮状態にある人を発見したときは、連絡・連携を密にし、早期発見・早期対応に努めます。 ◇定期的な調査を行い、継続的な見守り活動につなげます。	継続
目が不自由な方への情報提供（再掲）	◇「朗読山びこ」や「点字サークルあすなろ」の協力を得て、音声や点字での広報を作成し、情報を提供します。	継続
福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）（再掲）	◇判断能力が不十分な高齢者や知的障害者、精神障害者に対し、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理などの援助を行います。	充実
日常生活金銭管理等事業（再掲）	◇高齢者や障害者で、判断能力はあるが安定した生活のために継続的な相談支援が必要な方に対して、福祉サービス利用援助事業に準じたサービスを行います。	継続
【成年後見制度利用促進基本計画】 成年後見制度への対応（再掲）	◇日常生活の支援などを行う権利擁護事業の周知を図ります。 ◇成年後見制度利用促進に係る中核機関が中心となり、成年後見制度が必要な人を適切な支援につなげられるよう地域連携体制を構築するとともに、成年後見制度の利用促進を図ります。	継続
資金貸付制度（生活福祉資金貸付制度、民生金庫貸付制度）（再掲）	◇低所得者・高齢者・身体障害者世帯に対して、審査の上で資金の貸し付けと、必要な援助を行います。	継続
福祉サービスに関する苦情解決体制（再掲）	◇苦情受付担当者・苦情解決責任者・第三者委員を設置し、苦情や意見の収集と対応を重ね、サービスの改善に役立てます。	継続

Ⅲ. 災害時に備えた体制の強化

現状と課題

地域における災害時の備えで重要なことについては、住民アンケートの結果、「危険な箇所の把握」が52.7%、「日頃からのあいさつ、声かけやお付き合い」が49.6%と高い関心を示しており、災害時に自分ができると思うこととしては、「近隣住民の安否の確認」(43.6%)や「体の不自由な人や高齢者の避難の手助け」(34.9%)が挙げられていますが、いずれも前回調査から減少しているため、地域の防災力の低下が懸念されます。

地区懇談会では「防災意識を高めることで町内会全員加入を図る」や「区民全員が町内会に加入しているようにしたい。災害時のことも考えて」といった意見が出されています。

これらを踏まえ、行政と住民が連携して防災意識の向上及び日常的な交流を促進し、災害時には迅速かつ適切な対応ができる体制の強化に努めます。

住民からの声

- 南海トラフ地震に向けて、防災の専門家と地域の人をつないでほしい。
- 災害はいつ、どこでおこるかわからないので安否確認が重要となると思う。各自治会等でグループラインなどを安否確認に使用したらどうか。
- 各自治区で消防団員、医療従事者、役場職員、介護員の把握をしておけば、役割分担がスムーズにできると思う。

行政の取り組み

取り組み名	取り組みの内容
民生委員・児童委員による避難行動要支援者の個別調査	◇自主防災組織の取り組みの強化や自主防災訓練への支援などを行い、組織活動の活性化を図ります。 ◇災害時避難行動要支援者名簿を毎年度作成し、警察署及び消防署に配布し、要支援者の情報共有を行います。
避難行動要支援者の個別計画の整備	◇高齢者や子ども、障害者の方を交え、防災訓練を実施します。 ◇避難場所などについて周知し、避難場所にすぐ避難できるような体制を整えます。 ◇避難所施設の備品の整備や、プライバシーを守るための対策を進めます。

取り組み名	取り組みの内容
かつらぎ町地域防災ネットワーク事業（防災メール等様々な情報を発信）	◇広報車など、行政からの防災情報通達手段を確保します。 ◇災害メールの配信サービスの周知を図ります。 ◇住民に対して、ハザードマップの周知を進めます。 ◇「かつらぎ町自主防災組織連絡協議会」との連携を深めつつ、住民の自主的な防災活動を促します。

社協の取り組み

取り組み名	取り組みの内容	方向性
災害ボランティアの確保	◇災害時に社協や関係団体と連携して活動できるボランティアを普段のボランティア活動を通じて確認します。関係団体と協議の場をつくり、連携できる体制づくりを検討します。	充実
災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施	◇行政・社協・NPO法人・地域の役割を整理し発災時には円滑にボランティア活動ができるよう訓練を実施します。	充実
災害時避難行動要支援者の個別懇談会の開催	◇災害発生時の避難について、本人や家族、関係者だけでは、不安がある方に対して個別懇談会を開催し、避難方法を検討します。	充実

第5章 いのち支える自殺対策計画の推進

1. 基本的な考え方と目標

(1) 基本理念

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、その背景には、健康問題や家庭問題、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立、性的マイノリティ、インターネット上の差別・人権侵害などの様々な社会的要因があると知られています。

かつらぎ町では、自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するために、本計画に自殺対策推進計画を盛り込み、住民が安心して住み続けられる地域共生社会を目指し、以下の基本理念を掲げます。

基本理念

一人ひとりがつながり、支え合い助け合うまちの実現
～誰も自殺に追い込まれることのないまちの実現を目指して～

(2) 計画の目標

自殺対策基本法の改正により「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指すことが理念として掲げられていることから、最終目標としては、自殺者のいない社会の実現ということになります。国は、当面の目標として、先進諸国の現在の水準まで減少させ、令和8年までに自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）を平成27年の18.5と比較して30%以上減少の13.0以下に減少させることとしています。

これをかつらぎ町にあてはめると、平成27年の自殺死亡率は27.77であり、30%減少させた場合は令和8年に19.44となることから、本計画終了時の令和11年の目標を13.61以下とします。

(3) 基本方針

基本理念の実現を目指して、自殺対策における基本認識を踏まえ、以下の6項目を自殺対策の基本方針とします。

1. 生きることの包括的な支援
2. 関連施策との有機的な連携を強化した総合的な取り組み
3. 対応の段階に応じた対策の展開
4. 実践と啓発を両輪とした推進
5. 関係者の役割を明確化し、連携・協働した取組の推進
6. 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

① 生きることの包括的な支援

社会全体の自殺リスクの低下に加え、一人ひとりの生活を守る自殺対策として、失業や多重債務、生活困窮等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らす取り組みと共に、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことで、自殺リスクを低下させる方向で推進する「生きることの包括的な支援」として取り組む必要があります。

② 関連施策との有機的な連携を強化した総合的な取り組み

自殺は、健康問題、経済・生活問題、人間関係の問題の他、地域や職場環境、さらには本人の性格傾向や家族の状況、死生観などが複雑に関係しており、自殺に追い込まれようとしている人への対応として、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要となります。

各種制度の狭間にある人、複合的な課題を抱え自ら相談に行くことが困難な人等を早期に発見し支援していくため、地域住民、民間団体と公的機関が協働で包括的な支援を進める「我が事・丸ごと」地域共生社会づくりの取り組みや、生活困窮者自立支援制度等と一体となったネットワークの構築が大切になります。

③ 対応の段階に応じた対策の展開

「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」等、対応の段階に応じたレベルごとの対策を強力かつ効果的に連動させ、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で自殺対策を推進します。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」の、それぞれの段階において施策を講じます。

④ 実践と啓発を両輪とした推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくいという現状があります。

相談することや精神科受診への心理的な抵抗を感じる人も少なくないと言われており、すべての住民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づき、精神科医等の専門家につなぎ、その助言を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に積極的に取り組んでいく必要があります。

⑤ 関係者の役割を明確化し、連携・協働した取組の推進

自殺対策が最大限その効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、町をはじめ、関係団体、民間団体、企業、町民等が連携・協働し、町を挙げて自殺対策を総合的に推進することが必要です。

そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築します。

⑥ 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

自殺者または自殺未遂者や関係する親族等の名誉や生活の平穏を十分配慮し、適切な支援を行うことが重要です。町、支援機関、民間団体等の自殺対策に関わるすべての人が、このことを認識して自殺対策に取り組めます。

(4) 自殺対策の施策体系

■施策体系と方向性

施策	施策内容	概要
基本施策	(1) 地域におけるネットワークの強化	相談しやすい窓口、体制の充実を行い、自殺のサインを見逃さないよう庁内外のネットワークづくりを推進します。
	(2) 自殺対策を支える人材の育成	住民や支援者などに自殺予防の研修を行い、ゲートキーパー※や支援者になり得る人材を養成します。
	(3) 住民への啓発と周知	自殺に対する偏見や、悩みを抱えた際の相談先など、自殺対策に関わる様々な情報を発信します。
	(4) 生きることの促進要因への支援	自殺リスクを抱える人への、生きることの包括的な支援として、様々な支援を実施します。
	(5) 児童生徒の自殺対策に資する教育	学校教育やその他の支援者と連携し、子どもや若年層の自殺予防に向けて取り組みを行います。
重点施策	(1) 高齢者対策	孤独や心身の衰えに対し、地域連携強化を図る支援体制を構築します。
	(2) 生活困窮者対策	経済的困難に直面する住民へ相談支援と社会参加の機会提供を実施します。
	(3) 勤務・経営対策	職場環境や経営改善に向け、適切な相談支援とメンタルヘルス対策を推進します。
	(4) 無職者・失業者対策	無職・失業者に早期介入支援を展開し、再就職促進と心のケアを実施します。

※ゲートキーパーとは 自殺や自殺関連事象に関する正しい知識を普及し、自殺の危険性を示すサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守るという役割を担います。

2. 自殺対策の取り組み

(1) 地域におけるネットワークの強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題などの様々な要因が関係し合っ
て起こります。そのため状態が深刻化する前に複合的な課題に対応できるよう、自殺対策に係る相
談支援機関等が連携を図り、ネットワークの強化を進めます。行政の関係機関と地域の多様
な関係者が連携、協力して実効性ある施策を推進していくことも重要となります。

① 町内全体での自殺対策の推進

◇地域のネットワークづくり

- 町内の関係団体や関係者が交流できる場の設置、情報提供により地域のネットワー
クづくりを促進し、地域における自殺の予防・早期の支援につなげます。
- 自治区長会や地域での地区役員を参集する会議において、本町の自殺の現状策につ
いての情報提供や身近な人の変化を察知し、専門機関につなぐことができるゲートキー
パーの役割について啓発し、住民同士で支え合いと見守りができる体制を推進します。

② 各分野における連携体制の充実

◇横断的な子ども・若者支援の充実

- 本庁関係部署、教育機関、ひきこもり支援NPO等の外部関係機関と連携して、ニー
トやひきこもり、発達障害や精神疾患等の問題に対応できる体制整備の強化に取り組
みます。
- 要保護児童対策地域協議会や青少年育成連絡協議会、各地域の見守り隊等と連携し、
家庭・地域・学校が一体となった取り組みを推進します。

◇障害福祉施策の充実

- 自立支援協議会において障害福祉分野の困難ケースや地域に共通する課題について検
討し、効果的な支援のための連携や、解決に向けての取り組みに生かします。
- 障害者団体、ボランティア団体との連携の促進を図ります。

◇児童虐待防止の連携体制の充実

- 児童虐待（障害児を含む）の防止に向けて、相談体制の整備、早期発見と保護など、要保護児童対策地域協議会等において関係機関との連携強化に努めます。
- 児童虐待や養育困難など何らかの事情により家庭で生活できない子どものための社会的養護施策として、里親制度等の普及に努めます。

（２）自殺対策を支える人材の育成

自殺対策を推進するには、直接的に自殺対策に関わる人材の確保・育成を図ることが必要です。

悩みを抱えている人と接する住民一人ひとりが自殺対策への意識を持ち、自殺の危険を示すサインに気付いて適切に対応することが大切です。幅広い分野における研修等において、自殺対策に関する意識付けを行います。

① 職員を対象とする研修

◇職員研修を通じた人材育成

- 職員研修等を通じて自殺対策への意識を高め、自殺未遂者への対応や相談業務を行える人材を育てます。

◇教職員研修における自殺対策の意識付け

- いじめ防止をはじめ児童生徒の自殺の要因となる問題について、教職員への研修を行い、自殺対策への意識啓発に努め、資質の向上を図ります。

② 住民を対象とする研修

◇自殺予防ゲートキーパーの啓発

- 「いのちの門番」ともいえるゲートキーパーの必要性や重要性を地域の集会等で住民に周知・啓発を行います。

◇民生委員・児童委員・母子保健推進員・健康推進員への研修

- 民生委員・児童委員・母子保健推進員・健康推進員を対象に、DVや児童・高齢者虐待の予防についての研修会を実施する際に、自殺対策についての意識啓発を図ります。

(3) 住民への啓発と周知

① 住民向け講座等の開催

◇こころの健康に対する知識の普及

- 健康に関する出前講座や家庭訪問により、ストレス発散法、睡眠の取り方等の知識の普及を図ります。

◇人権教育の実施

- こども園、幼稚園、小・中学校において、自殺の要因につながる様々な人権について学ぶ機会を設けます。

② 様々な媒体を活用した情報提供

◇自殺予防週間・自殺対策月間を通じた啓発の実施

- 自殺予防週間（9月10日～16日）、自殺対策強化月間（3月）に自殺対策の啓発物品等を掲示、配布し周知を図ります。

◇自殺対策の啓発

- 自殺対策に関するリーフレットや啓発グッズを町役場や保健福祉センター等の公共施設で配布し、広く周知・啓発を図ります。

◇こころの健康に対する情報提供

- 広報誌・ホームページ等によるメンタルヘルス等の情報提供を行います。

(4) 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、個人においても社会においても、「生きることの阻害要因」を減らす取り組みに加えて、「生きることの促進要因」を増やす取り組みを行うことにより、自殺リスクを低下させる方向で推進していく必要があります。このため、具体的には生活上の困りごとを察知し関係者連携で解決を図る支援、自殺未遂者や遺された人への支援や孤立を防ぐための居場所づくり、うつ等のスクリーニング事業など生きることへの包括的な施策を推進します。

① 支援を求める人への様々な生きる支援の実施

◇高齢者への見守りの強化

- 住民、ボランティア団体、NPO法人、社会福祉協議会、民生委員・児童委員と協力しながら、一人暮らしや高齢者世帯の見守りを行います。
- 企業や事業所、各種団体等の協力を得ながら、地域での孤独死の未然防止並びに認知症による徘徊、その他異変の早期発見及び対応を行うため、地域見守り活動を推進します。
- 支援が必要な高齢者や一人暮らし高齢者等を対象に、安否確認を行うとともに、栄養バランスの取れた食事を配達する見守り配食サービス事業を実施します。

◇高齢者の健康づくりの推進

- 関係機関や関係部署との連携のもと、高齢者に対して各種検診・保健指導・健康教育等を実施します。
- 介護予防・日常生活支援総合事業として多様な介護予防事業を推進します。

◇認知症高齢者への見守り

- 認知症高齢者の見守り体制を構築するために、認知症に関する広報・啓発活動を行うとともに地域の医療・介護・福祉の連携を図ります。

◇権利擁護事業の推進

- 自ら意思決定することが困難な高齢者や障害のある方等に対して、かつらぎ町社会福祉協議会や橋本・伊都地域基幹相談支援センターと連携し、成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用を進めます。

◇虐待防止施策の推進

- 子どもや高齢者、障害のある方等への虐待について、関係機関と連携した迅速な対応を行います。

◇ひとり親家庭等の自立支援の推進

- かつらぎ町では、近年死亡比率は女性の割合が多く、ひとり親家庭での被扶養者に占める男女比率も女性が圧倒的に多いことから、子育てをしながら働く女性の自立支援策として、子育て短期支援事業、保育などを利用する際の配慮等、各種支援策を推進するほか、県と連携して、子育て・生活支援策、養育費の確保策、経済的支援策などの総合的な自立支援を推進します。

◇経済的に困難を抱えた家庭への支援

- 生活困窮に陥った家庭を対象として、児童の養育相談や保護者の就労支援を実施します。

◇生活困窮者・無職者への支援

- 生活困窮者や無職者等の課題が深刻化する前に、民生委員・児童委員や地域の方との連携により早期発見し、複合的な課題に対応するため、様々な関係機関が横断的な連携を図ります。
- 就労や学習支援、経済的な助成等、生活困窮者や無職者等を適切な支援につなげるための制度や相談窓口について、周知・啓発を図ります。

◇妊産婦や保護者の不安を解消する支援

- 妊娠届出時に保健師が面接を行い、妊娠中から出産・子育て期まで支援します。出産後は、出生届出時や乳児訪問時に状況を確認し、必要に応じて産後ケア事業の紹介や医療機関と連携し、産後うつを発症や重症化予防のための支援を行います。

② 心身の健康づくりの推進

◇健康教育・健康相談体制の充実

- 関係機関や関係部署との連携のもと、ライフステージや障害の有無等に応じた各種検診・保健指導・健康教育等を実施します。特に、生活習慣病の予防等のための健康教育・健康相談等の体制の充実を図ります。

- 住民一人ひとりが健康に関心を持ち、生きがいや楽しみを持ちながら、安心して生活を送ることができるよう、地域における健康づくり活動の促進や、広報誌、パンフレット等による情報提供を図ります。

◇精神疾患患者への支援

- うつ病等精神疾患患者に対して、利用できる医療制度の周知や、身近な地域での見守り、声かけのできる人材の育成、相談窓口の紹介を実施するとともに、関係機関と連携した取り組みを推進します。

③ 多様な居場所づくり

◇子どもや保護者の居場所づくり

- 放課後児童クラブや児童館、地域子育て支援センター「はぐくみ」での活動や、こども家庭センター「SUKU2（すくすく）」における妊娠期から子育て期の方を対象とした交流の場や育児サークルへの支援を行い、子どもや子育て家庭の多様な居場所づくりを推進します。

◇高齢者の地域の居場所づくり

- 各地域でのサロン活動や、老人クラブ活動、公民館の高齢者学級の実施等を通じて、高齢者が気軽に交流でき、閉じこもり防止や介護予防につながる居場所づくりを進めます。

◇スポーツ協会、スポーツ少年団などの活動支援

- スポーツ協会、スポーツ少年団などへの支援を通じて住民が気軽に参加し、スポーツを楽しめる環境の充実を図ります。

④ 多様な相談の実施

◇地域における相談支援の充実

- 身近な相談機関や専門相談機関等と連携し、複雑で多様な相談に対応できる体制の構築を図ります。
- 社会福祉協議会、自治区長、民生児童委員、地域の団体、ボランティア等が連携を強化し、情報共有や相談を行います。

◇行政相談・法律相談の実施

- 各地区公民館等において行政相談委員による「行政相談」を実施し、かつらぎ町地域福祉センターにおいては弁護士による「法律相談」を行います。

◇子育て家庭に対する相談の実施

- 子どもの健康、発育・発達等について、こども家庭センター「SUKU2（すくすく）」での保健師による相談支援、地域子育て支援センター「はぐくみ」での保育士による子育て相談を行います。
- 訪問や電話による相談支援を充実します。

◇高齢者への相談支援の実施

- 介護予防、日常生活支援、権利擁護、家族介護支援などを地域包括支援センターが中核となって包括的かつ総合的に推進し、高齢者の日常生活上の相談等への助言や援助を行います。

◇障害のある方やその家族への相談支援の実施

- 橋本伊都圏域内の相談支援事業所、町役場窓口等、それぞれの相談支援機能の充実・強化を図ります。
- 障害の状態等に応じて障害福祉サービスを利用できるよう、障害福祉サービス事業所と連携して相談支援専門員の養成・確保と相談支援の質の向上に取り組みます。
- 困難なケース対応や、専門的指導・助言、人材育成、関係機関・相談機関との連携強化等、地域の相談支援体制の充実と重層化を図るため、橋本・伊都地域基幹相談支援センターを設置し、障害者の相談支援の一層の充実を図ります。
- 身近な地域の相談者として、民生児童委員や、障害当事者によるピアカウンセリングなどの活動を支援します。
- 公共職業安定所、障害者職業センターをはじめとする関係機関と連携し、障害のある方に対する職業紹介、職業訓練等の支援へとつなげます。

◇障害児相談支援の充実

- すべての通所支援利用者が、障害児相談支援による適切なケアマネジメントを受けることができる体制の整備を進めます。
- 地域の医療的ケアの必要な児童のための対応を充実するため、橋本・伊都地域医療的ケア児等支援協議会を設置し課題を検討します。

- 窓口や電話による健康相談を随時行います。

◇DVに関する相談の実施

- DVの被害者や第三者が安心して相談・通報できる体制と総合相談窓口を設置します。

◇ひきこもりに関する相談の実施

- 関係機関やNPO法人与連携し、居場所の確保や就労につなげられるよう支援します。

◇消費生活に関する相談の実施

- 消費者相談会を実施し、関係機関と連携を図りながら解決にあたります。
- 家庭や地域、職場などで消費生活に関する意識啓発に取り組みます。
- 窓口や電話による相談支援を充実します。
- 多重債務者のための相談支援を実施します。

(5) 児童生徒の自殺対策に資する教育

いじめを苦にした児童生徒の自殺が大きな社会問題となる中、本町においても児童生徒が命の大切さを実感できる教育はもとより、社会で直面する可能性のある困難やストレスへの対処、命や暮らしの危機に直面したときには助けを求めることができるようにするなど、心と体の健やかな育成に取り組みます。

① 児童生徒の自殺対策に資する教育の実施

◇「自殺予防教育」の推進

- 学校の教育活動全体を通じて、児童生徒が自分や他の人の命や人権を大切にできるよう、命を大切にする教育を推進します。

◇SOSの出し方やつなぐことに関する教育の推進

- 児童生徒が自分自身や友達の命や暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかを学ぶとともに、つらいときや苦しいときには信頼できる大人に助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。

◇ＳＣ（スクールカウンセラー）・ＳＳＷ（スクールソーシャルワーカー）・不登校支援員の派遣

- ＳＣ・ＳＳＷ・不登校支援員の派遣により、児童生徒や保護者へのきめ細やかな支援体制の構築を図ります。

② 児童生徒の自殺対策に関する取り組みの強化

◇いじめ・不登校への対応

- いじめ・不登校への対応については、学校・家庭・地域との連携をさらに推進して取り組みます。

◇教職員の資質向上

- いじめ防止をはじめ児童生徒の自殺の要因となる問題について、教職員への研修等を行い、自殺対策への意識啓発に努め、資質の向上を図ります。

◇非行防止のための取り組み及び地域での見守り

- 学校・地域・警察等の関係機関が連携し、児童生徒の非行防止や地域での見守りを行います。

資料編

1. かつらぎ町地域福祉計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 かつらぎ町地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）の策定にあたり、住民等の幅広い意見を聴取し反映させるため、かつらぎ町地域福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の立案及び策定に関すること。
- (2) 地域福祉計画の調査研究に関すること。
- (3) その他地域福祉の推進に関すること。

（組織）

第3条 策定委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療又は福祉施設等の関係者
- (3) 社会福祉を目的とする団体又は事業者の代表者
- (4) 町民公募により選考された者
- (5) その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、地域福祉計画の策定が終了したときに満了されるものとする。ただし、任期中であっても、委員を受けるべき役職を離れたときは、委員の職を失うものとして、その後任の役職者に対して引き続き委嘱することができるものとする。

（会長及び副会長）

第5条 策定委員会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 策定委員会の会議（以下会議という）は、会長が招集し、その議長となる。

2 策定委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、住民福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この告示に定めるもののほか、策定委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

2. かつらぎ町地域福祉計画策定委員名簿

(敬称略)

選出団体及び役職名	氏名
和歌山大学経済学部教授	金川 めぐみ (副会長)
橋本保健所長	松本 政信
かつらぎ町医師会会長	北林 佳憲
歯科医師会かつらぎ班会代表	妙中 泰之
社会福祉法人愛光園統括施設長	上田 孝子
NPO法人よつ葉福祉会法人統括所長	井端 郁人
社会福祉法人かつらぎ福祉会佐野こども園施設長	伊藤 美賀子
かつらぎ町自治区長会会長	櫻井 邦男 (会長)
かつらぎ町民生児童委員協議会会長	田村 哲男
かつらぎ町ボランティア連絡協議会会長	安武 信之
かつらぎ町老人クラブ連合会会長	松本 百代
かつらぎ町身体障害者会会長	山本 敏一
かつらぎ町障がい児者父母の会会長	北 眞由美
かつらぎ町社会福祉協議会会長	中前 光雄

3. 第3次かつらぎ町地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 社会福祉法人かつらぎ町社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、地域住民や当事者団体、ボランティア等が相互に協力して、かつらぎ町の地域福祉を推進するために活動・行動する第3次かつらぎ町地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、第3次かつらぎ町地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会の任務は次のとおりとする。

- (1) 計画策定に必要な実態やニーズ把握、問題・課題の整理、分析等に関する事
- (2) 計画策定にかかる関係機関の連絡調整に関する事
- (3) 計画骨子案・素案のまとめ
- (4) その他計画策定に必要な事項に関する事

(組織)

第3条 委員会は、15名以内の委員で組織し次に掲げる者の内から本会会長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健、医療または福祉施設等の関係者
- (3) 社会福祉を目的とする団体または事業者の代表者
- (4) その他本会会長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が終了したときに満了されるものとする。ただし、任期中であっても、委員を受けるべき役職を離れたときは、委員の職を失うものとして、その後任の役職者に対して引き続き委嘱することができるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は委員の互選によって定める。
- 3 会長は委員会を代表し会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことはできない。
- 3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明または意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、本会事務局において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年9月13日から施行する。
- 2 最初に招集される委員会は、第6条の規定にかかわらず本会会長が招集する。

4. かつらぎ町地域福祉活動計画策定委員名簿

(敬称略)

選出団体及び役職名	氏名
和歌山大学経済学部教授	金川 めぐみ (副会長)
橋本保健所長	松本 政信
かつらぎ町医師会会長	北林 佳憲
歯科医師会かつらぎ班会代表	妙中 泰之
社会福祉法人愛光園統括施設長	上田 孝子
NPO法人よつ葉福社会法人統括所長	井端 郁人
社会福祉法人かつらぎ福社会佐野こども園施設長	伊藤 美賀子
かつらぎ町自治区長会会長	櫻井 邦男 (会長)
かつらぎ町民生児童委員協議会会長	田村 哲男
かつらぎ町ボランティア連絡協議会会長	安武 信之
かつらぎ町老人クラブ連合会会長	松本 百代
かつらぎ町身体障害者会会長	山本 敏一
かつらぎ町障がい児者父母の会会長	北 眞由美

第3次かつらぎ町地域福祉計画・地域福祉活動計画

令和7年3月 発行

かつらぎ町 住民福祉課

〒649-7192 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2160 番地

T E L : 0736-22-0300 F A X : 0736-22-6432

社会福祉法人 かつらぎ町社会福祉協議会

〒649-7121 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町 2338 番地の2

T E L : 0736-22-4311 F A X : 0736-22-6898